

NIPPONKOA LIFE INSURANCE CO., LTD.

日本興亜生命の現状 2008



NIPPONKOA
L I F E

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成しているディスクロージャー資料です。また、当社のホームページ上にも全項を掲載しています。
<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>



日本興亜生命

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えできる企業を目指し、
様々な取組みを進めてまいりました。

平成20年度は、中期経営計画『**KAKUSHIN** (革新・核心・確信)』も最終年度となり、
グローバル化された社会においてより一層質の高い企業品質を追求してまいります。

このような当社の方針と取組み、事業の概況、財務状況等をご理解いただくため、
このたび、本誌「日本興亜生命の現状2008」を発行いたしました。

当社をご理解いただくうえで、本誌がその一助となるよう、
当社の現状についてわかりやすくご説明しておりますので、
ご高覧いただければ幸いに存じます。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

I. はじめに

I-1	トップメッセージ	2
I-2	日本興亜生命の概要	4
I-3	お客様の信頼確立に向けた取組み	6
I-4	お客様満足度向上に向けた取組み	10
I-5	中期経営計画 『 KAKUSHIN (革新・核心・確信)』	15
I-6	トピックス	17

II. 平成19年度事業概況

II-1	平成19年度における事業概況および 平成20年度の取組みについて	20
II-2	主な経営指標	22
II-3	エンベディッド・バリュー	26

III. CSRの取組み

III-1	日本興亜保険グループの社会的責任 (CSR)	30
III-2	コーポレート・ガバナンス態勢	31
III-3	監査・検査態勢	36
III-4	リスク管理態勢	37
III-5	コンプライアンス (法令等遵守) 態勢	40
III-6	第三分野における責任準備金の確認	42
III-7	お客様情報の保護	43
III-8	環境マネジメントシステム	45
III-9	日本興亜保険グループの「環境方針」	45
III-10	社会貢献活動	45
III-11	生命保険契約者保護機構	46

IV. お客様へのサービスのご提供

IV-1	ご契約までの流れ (アプローチからご契約の成立まで)	50
IV-2	保険金・給付金のお支払いまでの流れ	51
IV-3	商品ラインナップ	52
IV-4	代理店教育・研修の概略	55
IV-5	ご契約者に対する情報提供の実態	57
IV-6	商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	59

資料編

I	保険会社の概況及び組織	65
II	保険会社の主要な業務の内容	70
III	直近事業年度における事業の概況	71
IV	直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	81
V	財産の状況	82
VI	業務の状況を示す指標等	97
VII	保険会社の運営	125
VIII	特別勘定に関する指標等	125
IX	保険会社及びその子会社等の状況	125

I. はじめに

[目次]

I-1	トップメッセージ	2
I-2	日本興亜生命の概要	4
	(1) 経営方針	4
	(2) 主な業務の内容	4
	(3) 日本興亜保険グループの一員として	5
	(4) 会社概要	5
I-3	お客様の信頼確立に向けた取組み	6
	(1) 保険金等支払管理態勢の強化	6
	(2) お客様に対するご案内態勢の強化	7
	(3) 商品開発部門との連携の強化	7
	(4) 社外の第三者(弁護士・有識者等)との 協議組織の運営・設置	7
	(5) 募集プロセスの適正化	9
I-4	お客様満足度向上に向けた取組み	10
	(1) 「お客様の声」の定義	10
	(2) 「お客様の声」対応方針	10
	(3) 「お客様の声」対応態勢	11
	(4) 「お客様の声」の受付状況	12
	(5) 「お客様の声」の受付窓口	13
	(6) 「お客様の声」をお聴きするための取組み	13
	(7) 「お客様の声」を経営に活かす取組み	13
	(8) 「お客様の声」を反映した商品・ サービス等の改善・開発の取組み	14
I-5	中期経営計画 『 <i>KAKUSHIN</i> (革新・核心・確信)』	15
I-6	トピックス	17

I. はじめに

I-1 トップメッセージ

<お客様から信頼される企業を目指して>

平素より、ご契約者をはじめ皆様方には格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年度は、当社をはじめ保険業界全体が「お客様の信頼回復」を最優先課題として取組んだ年度となりました。

また、生命保険業界の業績面におきましては、全社計で保有契約高が前年を割り込むなど厳しい状況となりました。

(平成19年度のお客様の信頼回復に向けた取組み)

「保険金等支払管理態勢の拡充・強化」

当社では平成18年4月から11月まで保険金等の支払状況に関する自主点検を実施していましたが、平成19年2月、「保険金等の支払状況に係る実態把握について」に関する保険業法第128条に基づく報告命令を受け、改めて保険金等の追加支払事案等に係る状況調査ならびにお客様対応に徹底して取組むとともに、真にお客様から信頼される会社を目指し、全社をあげて様々な再発防止策等に取組んでまいりました。

その取組みの一環として、保険金等支払管理態勢の強化から「保険金支払管理部」を新設し、保険金支払部門に対する指導管理・牽制を強化しました。

また、保険金等の不払いが決定した事案に関して、お客様からの不服申立てを社外の弁護士が直接対応する窓口として、「お客様相談窓口」を設置しました。

「お客様保護・お客様利便の向上」

お客様本位の観点から「業務品質向上委員会」を設置し、お客様の声等を通して得られた各業務プロセスにまたがる課題に対して部門横断的に取組み、お客様保護とお客様利便の向上を図ってまいりました。

また、当社のホームページにおいて「お客様の声」対応方針や「お客様の声」対応態勢そして「お客様の声」と対応事例の開示をはじめました。

平成19年度の当社の業績面については、個人保険の保有契約高が増加し、新契約件数はほぼ前年並みの水準となりましたが、新契約高については厳しい状況となりました。

(平成20年度の取組み)

当社の行動指針である「すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます」ことを全役職員が改めて認識し、お客様に対する適切な説明責任の遂行を含めた「新販売勧誘ルールの完全定着」ならびに「適時・適切な保険金等支払管理態勢の拡充」など、お客様の信頼を確立する取組みが必要不可欠であり、これらの徹底なくして「お客様の信頼の確立」と、その結果としての「規模の拡大」は図れないものと考えております。

安定的な成長を持続していくには、当社社員の更なるレベルアップをはじめ販売網の拡充・強化など足腰の強いしっかりとした営業基盤を構築・拡充することが必要と考えております。

商品面におきましても、常に原点をお客様におき、お客様ニーズや社会の変化に応じて保険商品の見直しを行い、環境変化に適合した最良の保険商品を提供することにより、お客様に最高の安心と満足を提供できるものと考えております。

平成19年度から実施しております「業務品質向上」全社提案運動の取組みのなかで、全役職員が日頃から「お客様目線」からの改善提案を行うことを通して、「お客様目線」に基づく業務運営の定着を図り、より高次元の業務品質を目指して取組んでまいります。

最後になりますが、当社は、日本興亜保険グループのコア事業の一つである生命保険事業を発展させるため、中期経営計画『**KAKUSHIN** (革新・核心・確信)』の最終年度として、さらにコンプライアンスを推進するとともに、リスク管理を強化し、業務品質の向上に努めることにより、お客様に選ばれ真に信頼される企業を目指して総力をあげて取組んでまいります。

今後も皆様には変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成20年7月



取締役社長
篠崎義明

I-2 日本興亜生命の概要

(1) 経営方針

当社は、日本興亜保険グループの企業理念と行動指針に従い、会社経営を行っていきます。

企業理念

日本興亜保険グループは、
自主独立の精神と自由闊達な社風のもと
時代を動かす新しい発想とたゆまぬ努力で
豊かで健全な社会の発展に貢献します。

行動指針

- 1.すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます。
- 2.企業価値の向上と情報開示に努め、株主の皆様の期待に応えます。
- 3.高い企業倫理に基づき、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開します。
- 4.自由に意見を表明し、それを具現化する活力溢れる企業風土を築きます。
- 5.代理店とともに、お客様に最高の安心と満足を提供します。

(2) 主な業務の内容

当社は、日本興亜損害保険株式会社の全額出資の会社であり、日本興亜保険グループの生命保険部門としてお客様への総合保険サービスを提供するための一翼を担っています。

① 保険契約の引受

日本興亜損保の代理店約32,000店のうち、生命保険代理店として登録された約6,400店を中心とした販売チャネルにより、生損保総合販売を通じてお客様のニーズにあった、総合的にリスクをカバーする保険商品の提供に努めています。

また、これら代理店に対しては、お客様の多様なニーズにお応えするコンサルティング力を高めるために、販売実践型の研修を継続的に実施しています。

アンダーライティング面では、健全性を確保するべく適正な危険選択を重視した業務運営を指向しています。一方で、お客様へのサービス内容の充実にも努め、お客様から一層高い信頼が得られるよう社内体制の強化を図っています。

② 資産運用

お客様からお預かりした保険料を安定的かつ確実に運用するため、安全性を重視したうえで長期にわたり安定的な運用収益を確保するべく、公社債投資を中心とした運用を行っています。

また、運用にあたっては、流動性を確保しつつ、信用リスクを吟味したうえで各資産・銘柄の利回りを比較しながら、より有利な資産配分を行うことで、運用収益の拡大を図っています。

③他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

当該業務は行なっておりません。

なお、当社は日本興亜損害保険株式会社に対して生命保険業務に係る業務の代理または事務の代行を委託しています。

(3) 日本興亜保険グループの一員として

当社は、日本興亜保険グループの生命保険部門としてその一翼を担う日本興亜損害保険株式会社100%出資の生命保険会社です。日本興亜保険グループは「安心を提供する事業」として損害保険業界では既に100年以上の歴史を持ち、その中で積み重ねた信用を受け継いでお客様との信頼関係を発展させます。

お客様にとっては、将来の保障や安心を得るための手だてとして「生命保険」と「損害保険」は不可欠なものです。生保と損保を組み合わせることによって、個人の方々に対しても企業の皆様に対してもトータルな視点でよりきめ細かい総合リスク管理が可能となります。日本興亜生命は、お客様にとって最良の総合保障は何かを考え、最も適切なリスク管理手法を提供いたします。

(4) 会社概要

(平成20年3月31日現在)

- 設 立 平成8年8月8日
- 資 本 金 200億円
- 総 資 産 3,550億円
- 保有契約高 4兆8,616億円(個人保険・個人年金保険・団体保険の合計)
- 本社所在地 東京都中央区築地三丁目4番2号
- 取締役社長 篠崎義明
- 社 員 数 418名
- 営 業 拠 点 国内10ヶ所

I-3 お客様の信頼確立に向けた取組み

保険金・給付金（以下保険金等といいます）のお支払いは、生命保険事業における最も基本的で重要な業務であり、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えするために、迅速かつ適切な業務遂行に努めるとともに、お客様に対する説明責任を十分に果たしていくことが極めて重要です。しかしながら、当社が独自に実施した過去（平成13年度から平成17年度までの5年間）の保険金等支払の適切性に関する自主調査、および平成19年2月1日の保険業法第128条に基づく報告命令「保険金等の支払状況に係る実態把握」を受けた追加的な調査の結果、追加のお支払いが必要な事案や、保険金等のご請求に関するご案内が十分でなかった事案のあることが判明いたしました。これらの事案については、既に必要な調査とお客様対応を終えたうえで、お支払いを概ね完了しており、一部お支払いに至っていない事案については個別管理を継続しています。本件に関して、お客様や関係者の皆様にご迷惑やご心配をおかけし、お客様の信頼を損ねることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は今般の事態を真摯に受け止め深く反省いたしますとともに、お客様からの「信頼確立」に向けて、適切な保険金等支払管理態勢の拡充・強化を最重要課題として、各種の再発防止策に全力で取り組んでいます。

具体的取組み

(1) 保険金等支払管理態勢の強化

◆ 保険金支払管理部門新設等の体制整備・強化

平成19年4月に「保険金支払管理部」を設置し、平成20年4月には「お客様サービス部」に「保険金業務グループ」を新設するなど、保険金支払管理部門を強化いたしました。また適切な保険金等のお支払いの確保に向けて、保険金支払部門および保険金支払管理部門の要員を拡充してまいりました。今後も保険金等支払に関連する部門の態勢整備・強化を継続してまいります。

◆ 保険金等支払に係る事務処理体制の整備・強化

保険金等の請求について、ご請求いただく保険金等の請求項目が容易にわかるような改定等、帳票類の見直しを行いました。また、適切な支払査定へつなげるために、診断書を記載いただく医師に対する注意喚起を促すご案内を作成し、診断書の書式も改定いたしました。

◆ 保険金等支払に係る検証体制の強化

平成18年9月に支払査定結果の適切性を確保するために、保険金支払部門が不支払および一部不支払とした事案について、お客様にご案内する前に保険金支払管理部門が検証する体制を整備いたしました。また、平成18年12月には保険金支払管理部門に「日常検証チーム」を設置し、保険金等の支払漏れを含めた支払処理全般の適切性に関する事後チェックを実施しています。

◆ 支払査定担当者の人材育成、査定能力の維持・向上

支払査定担当者の人材育成および査定能力のさらなる向上に向けて、平成18年9月以降、専門性の高い支払査定担当者（業務精通者）の増強ならびに、社医および業務精通者による社員教育体制の強化を進めてまいりました。また、平成19年度に開始された「生命保険支払専門士試験」制度を活用し受験者が全員合格を果たすなど、保険金支払部門および保険金支払管理部門の社員教育強化の取組みを推進しています。

◆ 支払査定担当者を側面支援するシステムサポートの強化

平成18年以降、支払査定担当者を側面から支援するシステムサポートとして、確認ミスや支払漏れの防止ならびに査定担当者の注意喚起に役立つシステムを拡充してまいりましたが、現在さらなるシステムサポートの強化へ向けて、新たな保険金システムの構築を推進しています。

(2) お客様に対するご案内態勢の強化

◆お客様へのご案内の拡充

これまで保険金等の支払事由発生のご報告をいただいたお客様に対して保険金等のご請求書類とともに、「保険金・給付金のご請求について」をお届けし、具体的な手続方法や、お支払いする事例、お支払いできない事例等のご案内をしてまいりました。

この「保険金・給付金のご請求について」の内容をさらに拡充し、平成19年5月よりお客様にはご契約時にもお渡しすることといたしました。また、契約期間中においても、「ご契約内容のお知らせ」やホームページを通じてお客様へのご案内を行い、漏れなくご請求いただけるよう取り組んでいます。



◆お客様サポートチームの設置

保険金等の支払査定後、追加で支払対象となる可能性のあるお客様に対して、平成19年5月に新たに設置した「お客様サポートチーム」がお客様をフォローし、きめ細かな対応を行う体制としています。

◆保険金等不支払に係る「お客様の声」への対応

平成18年4月には、保険金等の不支払に係る「お客様の声」につきましては、支払実務を担当する保険金支払部門ではなく、保険金支払管理部門にて承る体制といたしました。現在は保険金支払管理部門が主管部として保険金等の不支払に係る「お客様の声」の分析を行い関連部との連携を図り、今後の業務に生かすための協議・検討を行うこととしています。

また、「お客様の声」につきましては、平成19年5月28日よりホームページに開示しており、受付件数、事例、その他改善状況等を広くお客様にご案内しています。

◆お客様相談窓口の設置

お客様からの保険金等のご請求に対して、当社の再審査によっても保険金や給付金がお支払いできない場合、より丁寧なお客様対応を行うことを目的に、平成19年5月にお客様に社外弁護士へ相談いただく制度として「お客様相談窓口」を設置いたしました。

(3) 商品開発部門との連携の強化

◆商品検討会議および商品検討プロジェクトチームの活性化

商品の開発や改定にあたり、商品開発部門と保険金支払管理部門をはじめとする関連部門間の連携および相互牽制の実効性を高める観点から、「商品検討会議」や「商品検討プロジェクトチーム」を設置し、関連部門が商品内容の詳細な検討を行っています。商品開発に関しては、検討の初期段階から商品開発部門、契約管理部門、保険金支払管理部門などの関連部が、保険金等の支払や契約管理に係る事務システムをはじめ各種実務対応について連携・協議しています。

この中で、保険金等の支払や契約管理上の問題点の洗い出しやチェックを行うことにより、適時・適切な保険金等支払管理態勢ならびに契約管理態勢を確保することに努めています。

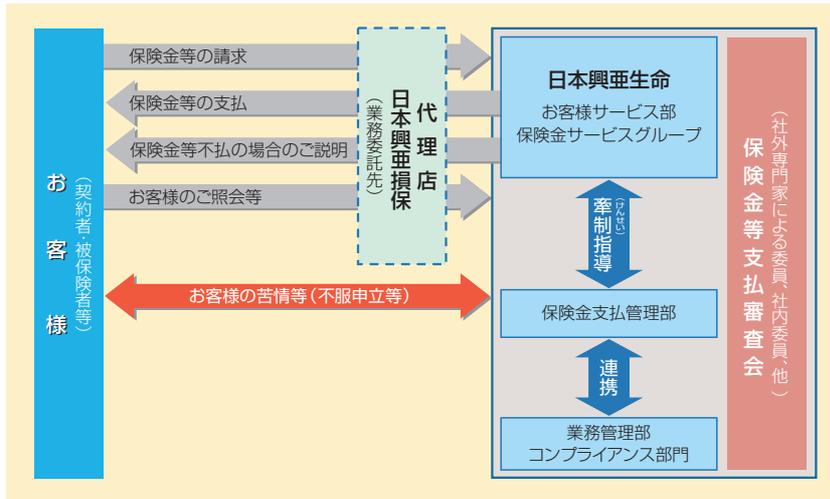
(4) 社外の第三者（弁護士・有識者等）との協議組織の運営・設置

◆保険金等支払審査会の設置・運営

当社では、社外弁護士、消費者問題専門家および医師等をメンバーとする「保険金等支払審査会」を設置しています。この審査会において、詐欺無効等の適用など重要な査定に関する事項、および保険金詐欺等に該当の恐れのあるモラル事案の対応方針に関する事項等を審議するほか、保険金等の不払事案の発生状況等に関する報告を行い、健全かつ適切な業務運営の確保に向けた審議を行っています。

当社の保険金支払管理態勢とお支払状況

【保険金等支払管理態勢】



【保険金・給付金のお支払い状況】

平成19年度のお支払い件数は44,489件（うち保険金24,928件、給付金19,561件）となっております。一方、お支払いに該当しないと判断した事案は、930件（うち保険金59件、給付金871件）ありました。保険金・給付金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、当社保険約款に基づき医学的判断や法律的判断等を総合して、適切なお支払いを確保してまいります。

【保険金等のお支払い件数・金額（平成19年度）】

（単位：件）

	保険金	給付金	合計
お支払い件数	24,928	19,561	44,489
お支払い金額	9,080百万円	2,868百万円	11,949百万円

【保険金等のお支払い非該当件数（平成19年度）】

（単位：件）

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺無効	0	0	0
不法取得目的無効	0	0	0
告知義務違反解除	9	58	67
重大事由解除	0	0	0
免責事由該当	25	1	26
支払事由非該当	24	800	824
その他	1	12	13
合計	59	871	930

■用語のご説明

詐欺無効	告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺としてご契約を無効とさせていただきます（ご加入後2年を経過した後も無効とすることがあります）。
不法取得目的無効	保険金・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とさせていただきます。
告知義務違反解除	保険契約へのご加入に際して、故意または重大な過失によって告知すべき重要な事実について告知していただけなかった場合、ご契約を解除することがあります。
重大事由解除	保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書を偽造されるなどして保険金制度の目的に反すると判断された場合に、ご契約を解除することがあります。
免責事由該当	保険約款では、保険金・給付金をお支払いしない「免責事由」を定めています。主なものとして、被保険者の自殺や、契約者・被保険者の故意や重大な過失による事故などがあります。
支払事由非該当	保険約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする「支払事由」を定めています。この支払事由に該当しない場合には保険金・給付金をお支払いできません。主なものとして、保障対象外の手術や、保険責任開始前に発病していた病気による入院などがあります。

(5) 募集プロセスの適正化

昨今、生命保険業界において、保険金や給付金の不支払に関する苦情が多く寄せられて、お客様に多大なご迷惑をおかけしていますが、その原因の一部には、販売・勧誘時のお客様への説明が不十分であり、お客様にご納得いただける説明が出来ていなかったものが含まれていました。

このため、当社では生命保険商品の「募集プロセス」を見直し、販売・勧誘時にお客様へのご説明を的確に行うための「新販売勧誘ルール」として、お客様からの情報収集、お客様への商品説明から商品設計やお申込手続きに至るまでの販売・勧誘の各プロセスにおけるお客様のご納得いただける情報提供について代理店・募集人に徹底を図り、お客様目線での適正な保険募集の実現を目指しています。

◆新販売勧誘ルールの主な内容

○保険契約の重要な事項の説明

平成18年4月に「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正され、すべての生命保険商品について、「お客様が保険商品の内容を十分に理解するために必要な情報」（契約概要）と「保険会社がお客様に対して注意喚起すべき情報」（注意喚起情報）に分けて記載された書面を交付して、保険契約の重要な事項を説明することが定められました。

（契約概要）

商品の仕組み／保障の内容／付加できる主な特約およびその概要／保険期間、引受条件（保険金額等）／保険料に関する事項、保険料払込に関する事項／配当金に関する事項／解約返戻金等の有無およびそれらに関する事項 等

（注意喚起情報）

クーリング・オフ／告知義務等の内容／責任開始期／支払事由に該当しない場合および免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの／保険料払込の猶予期間／契約の失効・復活等／解約と解約返戻金の有無／セーフティネット（生命保険契約者保護機構）／現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約をお申込みになる場合の留意事項・不利益事項／個人情報の取扱いに関する説明事項／特に法令等で注意喚起することとされている事項 等

○お客様の意向確認

平成19年4月に「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正され、代理店・募集人は生命保険の販売・勧誘において、適合性の原則を踏まえ、ご契約いただく保険商品がお客様のニーズに合致していることを確認し、「意向確認書」を作成・交付することが定められました。

当社では、すべての生命保険商品を対象に「意向確認書」を作成・交付し、お客様のニーズに合致した保険商品であるかどうか、お客様がご契約の保険商品の内容を十分に理解されているかの確認を励行し、お申込み前にお客様の最終的な意向確認を行うこととしています。

I. はじめに

I-4 お客様満足度向上に向けた取組み

当社では、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えすることを経営の最優先課題として掲げ、あらゆる事業活動を通じてその実現に努めています。この理念の実践をより徹底したものとするため、「お客様の声」を真摯に受けとめ、業務の改善・改良に活かしていきます。

そのために、当社では「お客様の声」を活かしお客様の保護やお客様の利便性向上を図る態勢整備を進めています。「お客様の声」に真摯に耳を傾け、これを起点とした業務品質向上によりお客様満足度向上に努め、お客様に選ばれ、信頼される会社を目指します。

平成19年4月には、お客様・代理店・社員の声から得られた各業務プロセスにまたがる課題を部門横断的に解決し、お客様の保護やお客様の利便性向上を図ることを目指して「業務品質向上委員会」を設置しました。

また、平成19年6月には、「業務品質向上委員会」の下部組織として「お客様の声小委員会」を設置し、「お客様の声」を集約・分析し、業務品質向上・業務改善に活かしてきました。

(1) 「お客様の声」の定義

「お客様の声」とはお客様からの「不満足の表明」をいいます。お客様とは、契約者、被保険者、保険金・給付金等請求権者、その他利害関係者をいいます。

(2) 「お客様の声」対応方針

基本理念

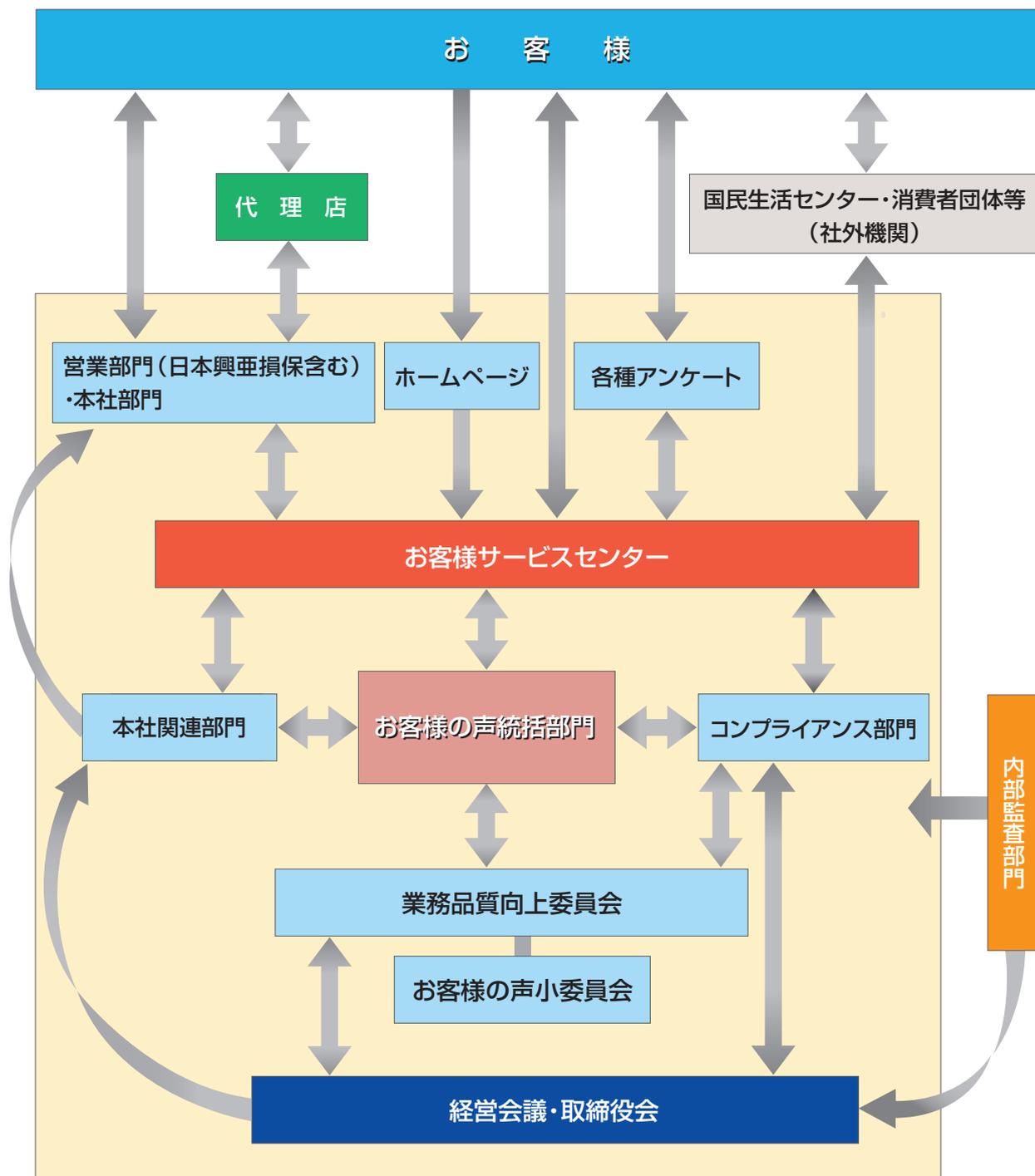
お客様が当社のすべての活動の原点であり、お客様の声を真摯に受けとめ、いただいた声を企業品質の向上に活かすサイクル（品質向上サイクル）を構築し、真に信頼いただける会社を目指します。

行動指針

- (ア) お客様の声に対しては、最優先で取組み、早期解決に向け、組織を挙げて迅速に、かつ、誠意をもって対応します。
- (イ) お客様の声を商品・サービスの改善に積極的に活かし、企業品質の向上に努めます。
- (ウ) お客様に対し、受付窓口をわかりやすく開示し、適時・適切な情報開示による透明性の確保を目指します。
- (エ) 対応の中で取得したお客様の個人情報、公表している当社の「個人情報に関する取扱いについて（個人情報保護宣言）」に従い、適切に取扱います。
- (オ) 上記の取組みを通じて、お客様に「安心と安全」をお届けし、お客様の満足度の向上に努めます。

(3) 「お客様の声」対応態勢

「お客様の声」を組織全体で受けとめ対応し、「企業品質の向上」と「信頼の獲得」に活かす経営を目指します。



(4) 「お客様の声」の受付状況

平成19年度にお客様から寄せられた「お客様の声」の受付状況は下表のとおりです。

(単位：件)

「お客様の声」の区分	代表的な事例	平成19年度
ご契約時の手続き	説明が不十分など	35
	証券が届かないなど	4
	ご契約条件に関する不満など	7
	契約手続きに関する不満など	42
	その他	156
	小計	244
保険料のお支払い	口座振替ができなかったなど	25
	保険が失効になったなど	12
	その他	32
	小計	69
ご契約後の手続き	解約の手続きが遅いなど	108
	名義変更ができていないなど	15
	その他	83
	小計	206
保険金・給付金のお支払い	請求書類が届かないなど	38
	その他	60
	小計	98
その他	契約後のアフターフォローがないなど	31
	社員・代理店の態度・マナーなど	15
	その他	45
	小計	91
総合計		708

(5) 「お客様の声」の受付窓口

当社では、お客様の相談窓口として、本社内にお客様サービスセンターを設置しています。同センターでは、各種手続き等に関するご照会に対応するとともに、当社の募集活動や保険金等支払いをはじめとした業務全般に関するご意見・ご要望もお寄せいただいています。こうした「お客様の声」については、全件記録し担当部門へ提供することにより業務の改善に活かしています。

また、平成20年3月からは、ホームページにもインターネットでのお問い合わせ窓口を設置し、広く「お客様の声」を受け付けるようにしました。

(6) 「お客様の声」をお聴きするための取組み

①お客様アンケート

当社では、直接、「お客様の声」をお聴きするため、お客様に対するアンケート調査を実施しています。平成19年度は、約15,000名のお客様にアンケートをお願いして、約700名の方々からご回答をいただきました。アンケートでは当社の商品・サービスや当社の代理店に対する評価やご意見、ご要望等をお聴かせいただき、その内容を担当部門に提供して、業務改善や商品開発などに役立てるほか、社員や代理店とも共有してサービス品質の向上に活用しています。

②社員・代理店の声を活かす仕組み

日常、お客様と接している代理店や、お客様や代理店からの声を聴く機会のある社員の声を活かすため、社内のイントラネット上の「何でも提案箱」を通して、日本興亜保険グループの社員や代理店からの提案を受け付けています。また、当社の社員からの提案も積極的に募集しています。こうして集められた提案や要望を商品開発や業務改善など様々な分野で活用し、お客様満足度の向上に役立てています。

平成19年度の社員・代理店からの提案は、合計804件受け付けました。

(7) 「お客様の声」を経営に活かす取組み

当社では、「お客様の声」を経営に活かす仕組みとして「業務品質向上委員会」およびその下部組織として「お客様の声小委員会」を設置しています。

「業務品質向上委員会」は、お客様等から得られた商品・サービス開発、募集、契約管理、保険金等支払いなどの各業務プロセスにまたがる課題を部門横断で協議し、お客様保護やお客様の利便性の向上を図ることを目的としています。併せて各業務プロセスをまたぐ緊急対応課題についても委員会主導で解決することにより適正な業務運営の徹底を図ります。

「お客様の声小委員会」は、「お客様の声」の集約・分析を行い、お客様サービスの観点から本社各部門が連携して業務品質の向上、業務改善および商品・サービスの向上に資する改善策ならびに「お客様の声(苦情)」の再発防止策等を協議し、その実施状況を確認することを目的としています。

(8) 「お客様の声」を反映した商品・サービス等の改善・開発の取組み

当社では、前述のように様々な形で「お客様の声」をお聴きする仕組みを構築しています。当社は、いただいた「お客様の声」を活かして、お客様ニーズにあった商品・サービスをご提供するとともに、お客様の保険に関する理解をより容易にするために各種帳票の改善も随時行うなど、様々な業務改善に取り組んでまいりました。

なお、平成19年度に実施した改善取組みの主な事例としては以下の項目があります。

<商品・サービス関連>

ホームページに「お客様の声」の対応状況についてのページを開設

すべての活動はお客様が原点との当社の経営理念をより明確に表明するため、ホームページにおいても「お客様の声」の対応方針、件数、事例、改善状況などの開示を始めました。

平成19年5月

「ご契約のしおり・約款」をよりわかりやすく

平成19年10月より「ご契約のしおり・約款」を順次A4版に拡大し、文字サイズを大きくするとともに、図や表などを見やすくするなどの取組みを開始しました。今後とも「ご契約のしおり・約款」などの資料についてはお客様にとって見やすく、わかりやすいものにするよう工夫・改善してまいります。

平成19年10月

より多くの「お客様の声」をお聴きするために

より多くの「お客様の声」をお聴きするために、ホームページにインターネットでのお問い合わせ・ご意見・ご相談窓口を新設しました。また、お客様フリーコール、保険金フリーコール窓口をホームページのほか各種のお客様へのご案内書類にもできるだけ、わかりやすく記載し、多くのお客様にご利用いただけるよう努めています。

平成20年3月

ご契約時に、不利益事項など予めご注意いただきたいことを知っておいていただくために

「注意喚起情報」に保険金・給付金のお支払手続きにご注意いただきたいこと、および受取人ご本人がご請求できない特別な事情があるとき、代理請求が可能な場合があることを追加記載しました。

平成19年8月

<保険金・給付金関連>

保険金・給付金のご請求についての冊子をご契約時にお渡し

保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合などを説明した冊子「保険金・給付金のご請求について」をご契約時にお客様へお渡しする取扱いを開始しました。

平成19年5月

保険金・給付金の迅速かつ適切なお支払いのために

社外の専門家を加えた「保険金等支払審査会」（平成18年4月設置）の下部組織として、社外弁護士を含めた「保険金等支払審査小委員会」を設置し、お支払いできないケースなどについて機動的に審議できる態勢としました。

平成19年5月

給付金を安心してご請求いただくために

当社所定の診断書を添えてご請求いただいたにもかかわらず、お支払事由に該当しないなどの理由で給付金等をお支払いできない場合に、一定条件に基づき、診断書費用をお支払いする取扱いを開始し、安心してご請求いただける環境を整備しました。

平成20年2月

保険金・給付金の不支払いの不服申立窓口について

ご請求いただいたにもかかわらずお支払いの対象外となった場合、お客様からのお申出により、支払部門から別個独立した支払管理部門で再審査を行っていますが、再審査結果をもご納得いただけない際は、社外弁護士に直接相談できる窓口として「お客様相談窓口」を設置し、より丁寧なお客様対応を行う態勢としました。

平成19年5月

I-5 中期経営計画『KAKUSHIN (革新・核心・確信)』

当グループは、2006年度から2008年度の3年間を対象とした

中期経営計画『KAKUSHIN (革新・核心・確信)』
—— 未来への新たななる挑戦 ——

に日本興亜保険グループの総力を挙げて取組んでおります。

中期経営計画『KAKUSHIN (革新・核心・確信)』は、「中長期ビジョン」に基づいて「事業構造革新」に取組み、「コア・コンピタンス」を確立することで規模の拡大と事業費の改善を図ることを柱としております。



『KAKUSHIN (革新・核心・確信)』の名称について常に挑戦の姿勢を忘れず、事業構造を「革新」し、「中期経営計画」において当グループの「核心」となる「コア・コンピタンス」を確立することで、「規模の拡大」と「事業費の改善」を図り、日本興亜保険グループの明るい未来の到来を「確信」する意味を込めて名付けました。

◆中長期ビジョン

- お客様、投資家、代理店など、あらゆるステークホルダーに選ばれ、信頼されるグループとして、企業価値の絶えまない向上を目指します。
- 企業の社会的責任を遂行します。
- 規模の拡大を前提に、継続的・安定的に収益を確保できるグループを目指します。

◆2010年代前半までに日本興亜保険グループが目指す方向

- 損保事業は、継続的な増収・事業費の改善に取組むとともに、そんぽ24損害保険株式会社の販売力をさらに強化することで成長を持続させます。
- 資産運用態勢を強化するとともにリスク・リターン最適化の実現し、資産運用収益の拡大を図ります。
- 生保事業は、収益力・競争力の強化と規模の拡大を実現し、グループ収益の柱の一つに成長させます。
- 海外進出企業に対するサービス態勢を強化し、ローコストオペレーションの徹底を図ることで海外保険事業における収益性の向上を図ります。
- 新規事業・周辺事業への取組みにより保険事業とのシナジーを追求します。

◆事業構造革新

○ITの活用などによるローコストオペレーションの追求と、成長の望める重点分野を中心に費用対効果の観点から絞り込んだ選択的資源投入を行うことで「規模の拡大」と「事業費の改善」の両立を目指します。

◆コア・コンピタンスの確立

本計画では、次の項目を日本興亜保険グループのコア・コンピタンス(=自社が優位性を持つ核となる能力)として確立していきます。

- グループの戦略実行を支える効率的な経営基盤
- 販売力・業務力に優れた強靱な販売網
- 「魅力ある」「わかりやすい」商品をタイムリーに提供できる商品供給態勢
- 損害率の低位安定を支える高度な引受・損害サービス態勢
- 収益に貢献するパフォーマンスの高い資産運用態勢

◆具体的な戦略(抜粋)

<国内生保事業>

- 日本興亜生命の営業推進態勢を強化し、専門性の高い生保営業担当者の増員による生保代理店の指導・支援態勢の確立、社員・代理店向けの教育・研修体系の整備・強化を図ります。
- クロスセルの徹底推進や生保大型代理店の積極的な創出を図り、保有契約高の拡大を目指します。
- 新収入保障保険等の重点商品を中心とした個人第一分野商品を強化し、お客様のニーズに即した機動的な商品の開発を行います。

◆戦略実行を支える経営基盤の構築

○IT戦略・業務プロセス改革

IT活用を一層進展させ、業務プロセスの見直しを行うことで、効率化や業務品質の更なる向上を図ります。また、ITの進展に伴う新たなサービスやビジネスモデルを実現できるシステムの構築により、営業部門を中心とした業務プロセスの更なる見直しによる効率化を図ります。

○人事・人材戦略

生産性の向上に向けた要員間の業務分担の見直しやOB・OGのネットワークである「日本興亜サポーターズ倶楽部」の活用により、適正かつ機動的な要員配置を行います。また、男女という性差を超えて実力本位で活躍できる企業風土を醸成するためにスタートした「Lady,Go!プロジェクト」等の推進により、人材競争力の向上を図ります。

I-6 トピックス

次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定」を取得しました

当社では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を達成し、東京労働局長より平成19年11月28日付で「基準適合一般事業主認定」を取得いたしました。

当社では、今後とも、少子化問題をはじめとして、様々な諸問題に対し、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

※「基準適合一般事業主認定」とは

平成15年7月に少子化問題への対策として「次世代育成支援対策推進法」が施行され、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備等を進める「一般事業主行動計画」を策定し、届出を行う義務が課せられることになりました。

そして計画目標を達成したなど、少子化対策に積極的な取り組みを見せた企業は、都道府県労働局長から認定（「基準適合一般事業主認定」）を受けることができます。

また、認定を受けた事業主は、積極的に少子化対策に取り組んでいる公共性の高い企業であると国から認められたことになり、認定を証明するマーク（次世代認定マーク）を使用することができます。



ホームページ上に「お客様の声」をお聴きするための窓口を新設しました

従来からあるフリーコールでの受付に加えて、より多くの「お客様の声」をお聴きするために、ホームページにインターネットでのお問い合わせ・ご意見・ご相談窓口を新設しました。

Ⅱ. 平成19年度事業概況

[目次]

Ⅱ-1 平成19年度における事業概況および 平成20年度の取組みについて	20
Ⅱ-2 主な経営指標	22
(1) 主な経営指標の推移	22
(2) 主な経営指標	23
Ⅱ-3 エンベディッド・バリュー	26
(1) エンベディッド・バリューの概要	26
(2) 平成19年度末EV	26
(3) 主要な前提条件	26
(4) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)	27
(5) EVの増減要因	27
(6) その他	27

Ⅱ. 平成19年度事業概況

Ⅱ-1 平成19年度における事業概況および平成20年度の取組みについて

平成19年度におきましては、家計部門は緩慢な改善状況が続いていましたが、企業部門が好調なため、全体としてみれば、わが国の景気は緩やかに拡大しました。

長期金利は、5月以降世界的に上昇する中で、国内でも一時1.9%台半ばまで上昇しました。その後は、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した実体経済の減速感などを背景にした米欧金利の低下の影響や景気に対する見方の慎重化を背景に低下基調で推移しました。

株価は、世界同時株安を受けて大きく下落した後、改正建築基準法施行に伴う住宅投資の減少や円高進行等を背景に国内景気見通しが慎重化したことを背景に、一時は1万1千円台後半（日経平均株価）まで下落しました。

生命保険業界におきましては、引き続き貯蓄性商品やがん保険の販売が好調となる一方で、死亡保障分野においては、新契約高が伸び悩み、引き続き保有契約高は減少しました。

このような情勢のもとで、当社では、平成18年4月より実施いたしておりました自主調査ならびに平成19年2月の保険業法第128条に基づく報告命令による保険金等の追加支払事案等に係る状況調査ならびにお客様対応に徹底して取組むとともに、真にお客様に信頼される会社を目指し、保険金支払管理態勢の拡充・強化を図ってまいりました。

平成19年4月「保険金支払管理部」を新設し、保険金支払部門に対する指導管理・牽制を強化しました。また、「お客様サポートチーム」を設置し、ご案内が必要と思われるお客様に対して、ご請求等に係る追加案内と進捗管理を行うなど木目細やかなお客様対応を行うこととしました。また、保険金等の不払が決定した事案に関し、お客様からの不服申立てを社外の弁護士が直接対応する窓口として「お客様相談窓口」を設置しました。

同時に、お客様本位の観点から、「業務品質向上委員会」を設置し、お客様等の声から得られた、各業務プロセスにまたがる課題に対して部門横断的に取組み、顧客保護・顧客利便の向上を図ってまいりました。また、当社のホームページにおいて「お客様の声」対応方針や「お客様の声」対応態勢、そして「お客様の声」と対応事例を開示しています。

当社は、平成18年4月にスタートした3カ年の中期経営計画『**KAKUSHIN**（革新・核心・確信）』2年度目として、高収益体質の構築に取組みました。

商品面では、世帯主向けに大型保障を提供している「新収入保障保険」を重点商品として拡販に努めました。

また、販売体制面では、業務委託先である日本興亜損害保険の営業課支社の社員と連携しながら、代理店指導・育成・管理を推進いたしました。

このように事業活動を展開いたしました結果、当年度の新契約高は、個人保険6,067億円、個人年金保険79億円、団体保険438億円となりました。また、解約・失効高は、個人保険3,660億円、個人年金保険172億円、団体保険90億円となりました。これらにより保有契約高は、前年度末の4兆6,154億円から2,461億円増加し、4兆8,616億円となりました。

収支の状況につきましては、保険料等収入83,424百万円、資産運用収益7,907百万円等から、保険金等支払金31,175百万円、責任準備金等繰入額43,197百万円、事業費15,566百万円等を控除した結果、経常利益は1,275百万円となりました。さらに、契約者配当準備金繰入額等を加減算した結果、当期純利益は0百万円となりました。

資産運用につきましては、金融環境は引き続き緩和的な状況にあるもとで、生保の負債特性及び厳しい債券投資環境を踏まえ、ALMの観点から、金利リスク・信用リスクを極力抑えることを基本とし、国債や高格付社債など円建て公社債を中心とした資産運用を行いました。その結果、当年度末の総資産は3,550億円、運用資産は3,456億円となりました。

責任準備金残高につきましては、契約高の増加に伴い前年度末の2,775億円から427億円増加し3,203億円となりました。

以上のとおり当社の業容はほぼ順調に推移しております。

当社は、日本興亜保険グループのコア事業の一つである生命保険事業を拡大・発展させるべく、中期経営計画『**KAKUSHIN** (革新・核心・確信)』の最終年度として、営業推進体制・業務運営基盤の強化及び販売網の拡充・強化による保有契約高の拡大を重要課題として取組み、安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。

全ての事業活動の原点をお客様におき、コンプライアンスをさらに徹底するとともにリスク管理を強化し、業務品質の向上に努めるなど、企業としての社会的な責任を遂行することによって、お客様に選ばれ真に信頼される企業を目指して、総力を挙げて取組んでまいります。

II. 平成19年度事業概況

II-2 主な経営指標

(1) 主な経営指標の推移

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経 常 収 益	82,333	86,258	92,229
経 常 利 益	1,104	1,413	1,275
基 礎 利 益	1,479	1,885	464
当 期 純 利 益	63	31	0
資 本 金 (発行済株式の総数)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)
総 資 産	291,286	313,004	355,015
うち特別勘定資産	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	236,578	277,556	320,332
貸 付 金 残 高	7,203	8,680	10,676
有 価 証 券 残 高	236,492	251,883	287,895
ソルベンシー・マージン比率	2,800.4%	2,783.0%	2,914.3%
保 有 契 約 高	4,131,057	4,615,453	4,861,617

(注) 保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
 なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

(2) 主な経営指標

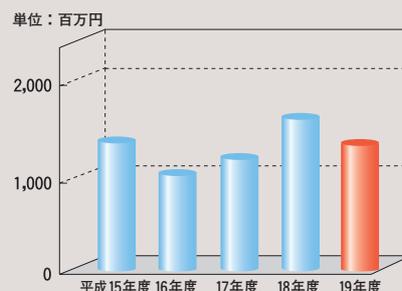
生命保険会社のディスクロージャー資料の内容をより深くご理解いただけるよう、決算等でよく使用される主な経営指標についてご説明します。併せて当社実績も掲載します。

経常利益

1,275百万円

平成19年度の経常利益は、1,275百万円(前年度1,413百万円)となりましたが、標準責任準備金への積増しがなかった場合の実質的な経常利益は4,373百万円(前年度3,975百万円)となり、安定的に推移しています。

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額を指します。
 $経常利益 = 経常収益 - 経常費用$



基礎利益

464百万円

平成19年度の基礎利益は464百万円となりましたが、経常利益と同様に標準責任準備金への積増しがなかった場合の基礎利益は3,563百万円(前年度4,448百万円)となります。なお、当社には逆ざやはありません。

この指標は平成12年度から導入されたもので、「経常利益」から、いわゆる本業以外での利益である「キャピタル損益」や「臨時損益」を除いて算出した保険本業の一年間の期間収益を示す指標です。

当期純利益

0百万円

標準責任準備金への積増し(30.9億円)を行った結果、平成19年度の当期純利益は0百万円となりました。

当期純利益とは、経常利益から一時的に発生した特別損益・契約者配当準備金繰入額を加減した税引前当期純利益から、さらに法人税および住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた利益を意味します。

資本金

200億円

当社は平成13年4月に旧興亜火災まごころ生命と旧日本火災パートナー生命(ともに資本金100億円)が合併して誕生した会社であり、資本金は合併時に200億円となりました。その後、平成14年3月に50億円の増減資を行い、現在の資本金は200億円となっています。

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭による出資額をいいます。

Ⅱ. 平成19年度事業概況

総資産

3,550億円

平成19年度末の総資産は355,015百万円(対前年比113.4%)となり、着実に増加しています。

総資産とは、会社が経営活動に用いる財産の総額を表しています。



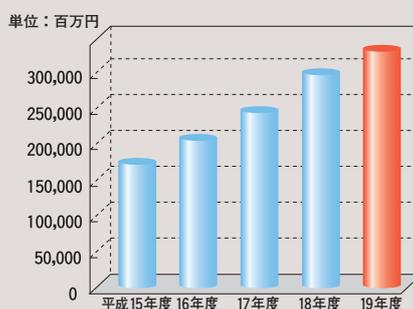
責任準備金

320,332百万円

当社は5年チルメル式または平準純保険料式により計算しています。責任準備金は保有契約高の増加に従い、右のとおり増加しています。

また、標準責任準備金の達成に向け、平成19年度は3,098百万円の責任準備金積増しを実施し、前年度以前の15,712百万円の積増しと合わせて累計18,810百万円の積増しとなりました。

責任準備金とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で積み立てが義務付けられている準備金です。責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。



貸付金

10,676百万円

当社の貸付金は「保険約款貸付」のみであり、企業への融資や住宅ローン等の「一般貸付」はありません。

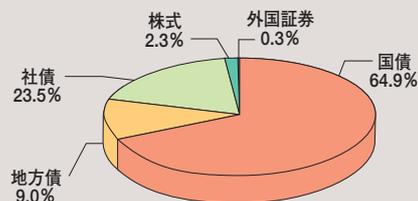
生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、一つは契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」、もう一つは保険料の払込が一時的に困難になった場合に解約返戻金の範囲内で保険料の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

有価証券残高

287,895百万円

当社では負債の特性を踏まえ、長期的・安定的収益の確保を基本方針として、円建ての公社債を中心に運用を行っています。

生命保険会社の資産は、その大半が将来の保険金などの支払いを確実に行うための責任準備金に対応しているという特性から、安全性、収益性、流動性の原則に基づいて運用されます。有価証券は、国債、地方債、社債(これらを合わせて「公社債」といいます)、株式、外国証券等に分類されます。



ソルベンシー・マージン比率

2,914.3%

当社のソルベンシー・マージン比率は、極めて高い水準を維持しています。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

$$\frac{58,581 \text{ 百万円}}{4,020 \text{ 百万円} \times 1/2} \times 100 = 2,914.3\%$$

「ソルベンシー・マージン」とは「支払余力」という意味です。「ソルベンシー・マージン比率」は、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%以上であれば、健全性について一定の基準を満たしていることを示しています。

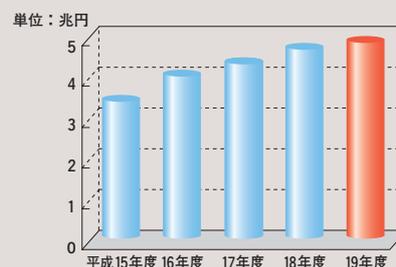
$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

保有契約高

4兆8,616億円

平成19年度末の個人保険、個人年金保険、団体保険を合計した保有契約高は4兆8,616億円（対前年度比105.3%）と順調に増加しています。また、団体保険を除いた個人保険と個人年金保険合計の保有契約高も3兆8,472億円（対前年度比105.5%）と着実に増加しています。

保有契約高とは、個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。



格付

A+

(保険金支払能力格付)

平成20年7月1日現在

保険金支払能力格付は、保険契約に基づいて保険金をお支払いする能力の程度を示すもので、当社は「A+」（「保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある」という高い評価を得ています。なお、格付は将来的に変更されることもあります。

格付は、第三者が生命保険会社の健全性について評価した一つの指標です。当社ではお客様に当社の信用力を客観的にお知らせするため、情報開示の一環として、格付投資情報センター（R&I）に依頼して格付を取得しています。

II. 平成19年度事業概況

II-3 エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューの概要

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」といいます。)とは、貸借対照表などから計算される「純資産価値」と保有契約から生じる将来利益の現在価値である「保有契約価値」を合計したもので、生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つです。

現行の生命保険会社の財務会計は、保険契約の価値が会計上の利益として反映されるまでには契約獲得から一定の時間を要しますが、EVは保有契約から生じる将来利益を現時点で認識するため、現行の財務会計を補完する指標の一つとして有用なものです。

(2) 平成19年度末EV

平成19年度末EVは次のとおりです。

(単位：億円)

	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		増減額		増減額		増減額
年度末EV	707	+ 95	776	+ 69	835	+ 59
純資産価値(注1)	302	+ 2	304	+ 2	300	△ 4
保有契約価値(注2)	405	+ 93	472	+ 67	536	+ 64
うち新契約価値(注3)	48	+ 8	37	△ 11	29	△ 7

(注1) 純資産価値＝貸借対照表の純資産の部(※)＋価格変動準備金(税引後)＋危険準備金(税引後)＋配当準備金中の未割当額(税引後)

(※)平成17年度末は、「貸借対照表の資本の部(社外流出予定額を除く)」です。

(注2) 保有契約価値は、保有契約から生じる将来利益(税引後)をリスク割引率で割り引いた現在価値です。将来利益(税引後)からは、一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な資本等に係るコストを控除しています。

(注3) 新契約価値は、EV総額のうちの当該年度の新契約に係わる額です。

(3) 主要な前提条件

EV算出の際の主要な前提条件は次のとおりです。

前提条件	設定方法	
保険事故発生率	保障種別・保険年度別等の過去の実績および業界統計データに基づき設定。	
解約・失効率	保険種別・払込方法・保険年度別等の過去の実績等に基づき設定。	
経費	過去の実績等に基づき設定。	
資産運用利回り	【平成18年度末】 新規資金を10年国債(利回りは約1.65%)および30年国債(利回りは約2.34%)に投資する前提で設定。 主な年度の運用利回りは次のとおり。 2.03% (平成20年度) 2.04% (平成21年度) 2.06% (平成22年度) 2.07% (平成24年度) 2.10% (平成29年度) 2.13% (平成34年度) 2.15% (平成39年度)	【平成19年度末】 新規資金を10年国債(利回りは約1.28%)および30年国債(利回りは約2.38%)に投資する前提で設定。 主な年度の運用利回りは次のとおり。 1.91% (平成20年度) 1.93% (平成21年度) 1.95% (平成22年度) 1.97% (平成24年度) 2.07% (平成29年度) 2.11% (平成34年度) 2.14% (平成39年度)
	実効税率	直近の実績値(36.20%)
ソルベンシー・マージン比率	1000%を維持する。	
リスク割引率	8%	
	リスクフリーレート(※)にリスク・プレミアム(6%)を上乗せした数値をもとに設定。 (※)20年国債の利回り(平成18年度末は約2.10%、平成19年度末は約2.07%)	

(4) 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合の平成19年度末EVへの影響額は次のとおりです。

(単位：億円)

前提条件の変更	EVへの影響額	EV額
保険事故発生率を1.1倍にする	△ 53	783
解約・失効率を1.1倍にする	△ 5	830
経費（契約維持に係わる経費）を1.1倍にする	△ 14	821
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き下げる	△ 20	815
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き上げる	+ 20	856
ソルベンシー・マージン比率を800%にする	+ 3	838
ソルベンシー・マージン比率を1200%にする	△ 8	827
リスク割引率を1%引き下げる（7%とする）	+ 41	877
リスク割引率を1%引き上げる（9%とする）	△ 36	799

(5) EVの増減要因

前年度末EVから当年度末EVへの増減要因は次のとおりです。

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度
前年度末EV	707	776
新契約価値	37	29
前年度末EVからの期待収益（注1）	37	42
資産運用の影響（注2）	△ 8	△ 12
その他の想定と実績の差等（注3）	3	△ 0
当年度末EV	776	835

(注1) 計算時点が1年進むことによる、前年度末EVのリスク割引率および資産運用利回り等による増加額です。

(注2) 資産運用利回りの前提条件を変更したことによる影響額および資産運用に係わる想定と実績の差による影響額です。

(注3) 資産運用に係わる想定と実績の差による影響額は除き、資産運用利回り以外の前提条件の変更による影響額を含みます。

(6) その他

- EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだいくつかの前提条件を使用していますが、これらの前提条件は将来の実績と大きく異なる場合があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つですが、将来の新契約から見込まれる価値が含まれないこともあり、実際の市場価値はEVから著しく乖離する可能性があります。
- 当社は、専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）であるティリングハストにEV計算に適用した前提および評価方法、ならびに計算結果の妥当性について検証を依頼し意見を受けています。なお、意見書については当社ホームページをご覧ください。

Ⅲ. CSRの取組み

[目次]

Ⅲ- 1 日本興亜保険グループの社会的責任 (CSR)	30
Ⅲ- 2 コーポレート・ガバナンス態勢	31
(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方	31
(2) 内部統制システム	33
(3) コーポレート・ガバナンス体制図	35
Ⅲ- 3 監査・検査態勢	36
(1) 内部監査	36
(2) 監査役監査	36
(3) 会計監査人監査	36
(4) 外部検査	36
Ⅲ- 4 リスク管理態勢	37
(1) 基本方針	37
(2) リスク管理体制	37
(3) リスク管理の取組み	38
(4) ストレステストについて	39
(5) 再保険に係る方針について	39
Ⅲ- 5 コンプライアンス (法令等遵守) 態勢	40
(1) 基本方針	40
(2) コンプライアンス推進体制	40
(3) コンプライアンス・プログラム	41
(4) 勧誘方針	42
Ⅲ- 6 第三分野における責任準備金の確認	42
(1) 第三分野における責任準備金の適切性確保	42
(2) ストレステスト等における危険発生率等の設定水準	42
(3) テストの結果	42
Ⅲ- 7 お客様情報の保護	43
Ⅲ- 8 環境マネジメントシステム	45
Ⅲ- 9 日本興亜保険グループの「環境方針」	45
Ⅲ- 10 社会貢献活動	45
Ⅲ- 11 生命保険契約者保護機構	46

Ⅲ. CSRの取組み

Ⅲ-1 日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）

企業は、社会と共存共栄して初めて成り立ちます。

当グループは、保険事業を通して、豊かで健全な社会に貢献することを、最も重要な社会的責任と考えています。

日本興亜保険グループが考えるCSR

日本興亜保険グループは、企業理念と行動指針に基づき、保険事業を通して、様々なステークホルダーの繁栄を支えるとともに、次世代への持続可能な社会の実現に貢献していきます。

◆ 「企業理念」「行動指針」に基づいています

当グループの「企業理念」には、保険事業を通して「豊かで健全な社会の発展に貢献する」というCSRの根幹をうたっています。また、「行動指針」においては、お客様・株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーへの貢献を意識しています。

◆ ステークホルダー※1の繁栄を支え、現代社会に貢献します

企業は社会の繁栄があってはじめて成り立ちます。共存共栄を図っていくパートナーであるステークホルダーの繁栄を支えることが社会的責任と考えています。

◆ 保険事業を通して社会的責任を果たします

保険事業は「1人は万人のため、万人は1人のため」の精神に基づいています。保険事業そのものが社会貢献であり、その適切な遂行こそが社会的責任の中心です。したがって、当グループの業務を、ステークホルダーのために高度化し、より良い商品・サービスの提供を行っていくことが最も大切なことであるとと考えています。

◆ 持続可能な社会※2の実現のため、将来社会に貢献します

現代のステークホルダーばかりでなく、環境問題への対応、少子高齢化社会への対応など、次世代への貢献も大切な社会的責任と考えています。

※1. ステークホルダーとは、「お客様、株主の皆様、代理店の皆様、従業員など会社とともに共存共栄を図っていくパートナー」のことをいいます。

※2. 持続可能な社会とは、「今生きている私たちの責任として長い目で見えて築く、将来の人々が幸せに暮らせる社会」のことをいいます。

Ⅲ-2 コーポレート・ガバナンス態勢

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は企業の社会的責任の観点から、透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し健全な経営に努めています。また、日本興亜保険グループの掲げる方針に基づき、保険事業の高い公共的使命および社会的責任を常に意識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を高めるため、コンプライアンスの推進を経営の最重要課題の一つに掲げて取り組んでいます。

①取締役および取締役会

当社では、平成19年6月から執行役員制度を導入し、首席執行役員の指揮下で会社業務を遂行する執行役員と、これを監督、監視する取締役会の役割を分離することにより、意思決定の迅速化と経営権限・責任の明確化を図っています。

取締役会は、取締役を5名前後と活発な議論を行うのに適した人数とし、原則として月2回と開催頻度を高めて迅速な意思決定を実現しています。

業務の執行は、業務分掌規程によって組織の設置、組織の業務分掌および決裁権限を定め、組織には所属長を置いて、当該組織を担当する執行役員（以下業務担当役員）の指揮監督の下、これを遂行しています。

この執行役員の職務の執行が法令および定款に適合していることについて、取締役会において監督・監視しています。

また、取締役の報酬については、取締役の報酬に関する内規に基づき、株主総会決議による報酬額の範囲内で、取締役会決議により決定しています。取締役の基本報酬については各取締役の役割に応じた支給額とし、業績報酬については各取締役の役割に加えて全社業績および部門業績等を反映して支給額を決定しています。

執行役員の報酬については、執行役員報酬規程に基づき、取締役会決議により決定しています。執行役員の基本報酬については各執行役員の役割に応じた支給額とし、業績報酬については、各執行役員の役割に加えて全社業績および部門業績等を反映して支給額を決定します。

②執行役員および経営会議

業務の執行に関する重要事項を協議することを目的として、首席執行役員、業務担当役員、常勤の取締役、保険計理人および本社部長を構成員とする経営会議を設置し、原則として月2回開催し、会社の基本方針に合致した効率的な業務執行に資する運営を行っています。

さらに、組織横断的な協議機関として委員会等を設置し、関係する執行役員や所属長等が参加し、会社が直面している課題や問題点について、スピード感を持って解決策を検討します。

<コンプライアンス委員会>

コンプライアンス（法令等遵守）重視の企業風土を醸成し、適正な業務運営を徹底するため、法令等遵守規程に当社のコンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進態勢等を定め、同規程に基づいた態勢を整えるため、全社的なコンプライアンス推進のための組織横断的協議機関であるコンプライアンス委員会を設置しています。

なお、コンプライアンス推進状況は、定期的に取り締り会および経営会議に報告しています。

Ⅲ. CSRの取組み

<業務品質向上委員会>

平成19年4月には、お客様本位の強化の観点から、お客様・代理店・社員の声から得られた各業務プロセスにまたがる課題を部門横断的に解決し、お客様の保護やお客様の利便性向上を図ることを目指して「業務品質向上委員会」を設置し、業務品質の向上を進めています。なお、取組み状況は、取締役会および経営会議に報告します。

<リスク管理委員会>

リスク管理基本規程に基づき、業務を所管する部門において、各々のリスクに係わる把握・分析・評価および管理を行ったうえで、その各リスクの管理状況を組織横断的かつ総合的に管理を行います。

これにより経営判断に直結したリスク管理態勢の整備とリスク管理の強化を進めています。なお、管理の運営・推進状況は、取締役会および経営会議に報告します。

<保険金等支払審査会>

適時・適切な保険金等支払管理態勢の確立を図るべく社外弁護士、消費者問題専門家および医師等をメンバーとする「保険金等支払審査会」を設置しています。

③監査役および監査役会

監査役は、株主の負託を受けた独立した機関として取締役会の職務執行を監視することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制に寄与する責務を負っています。その責務を果たすために、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役および使用人等から受領した報告内容の検証、会社業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に講じていきます。

なお、監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

(2) 内部統制システム

平成18年5月施行の会社法に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行います。具体的には下記の点につき体制を整備しています。

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針

1. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報保存管理規程に基づいて、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報（文書又は電磁的記録を指す。）については、情報保管統括責任者（経営企画担当役員）の統括の下で、保管部署及び保管責任者を定め、法定保存期間等を勘案して会社が定める期間、速やかに閲覧が可能な状態で保存・管理を行う。なお、その主要なものの保管状況については、毎年定期的に、保管責任者から情報保管統括責任者に対する報告を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づいて、事業運営上の管理すべきリスクを保険引受リスク、資産運用リスク、資金繰りリスク、実質資産負債差額リスク、システムリスク、事務リスク、評判リスク及び非常災害リスクの8つに分類し、まず、各々のリスクにかかわる管理規程を整備した上で、業務を所管する部門において、その把握・分析・評価及び管理を行う。

更に、リスク管理委員会及びALM部会において、各リスクの管理状況を組織横断的かつ総合的に管理する。この重層的な管理手法を通じて、より経営判断に直結したリスク管理体制の整備とリスク管理の強化を進める。以上のようなリスク管理の運営・推進状況は、逐次、取締役会及び経営会議に報告する。

3. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と効率的な業務遂行のため、取締役会の監督と執行役員による業務執行を分離する執行役員制度を採用している。

取締役会は、取締役を5名前後と活発な討議を行うのに適した人数とし、原則として月2回と開催頻度を高め、迅速な意思決定を実現する。

業務の執行は、業務分掌規程によって組織の設置、組織の業務分掌及び決裁権限を定め、組織には所属長を置いて、当該組織を担当する執行役員の指揮監督の下、これを遂行する。また、業務の執行に関する重要事項を協議することを目的として、首席執行役員、業務担当役員、常勤の取締役、保険計理人及び本社部長を構成員とする経営会議を設置し、原則として月2回開催することにより、会社の基本方針に合致した効率的な業務執行に資する。

更に、組織横断的な協議機関として委員会等を設置し、関係する執行役員や所属長等が参加し、会社が直面している課題や問題点について、スピード感を持って解決策を検討する。

経営計画については、会社の課題・問題点や今後の環境変化予測等を踏まえた中期経営計画を策定し、これに基づく年次計画・施策を定め、全社に周知徹底することにより会社の基本方針に沿った効率的な業務遂行を行う。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス（法令等遵守）重視の企業風土を醸成し、適正な業務運営を徹底するため、法令等遵守規程に当社のコンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進体制等を定め、同規程に基づき次のような態勢を整える。

組織面では、全社的なコンプライアンス推進のための組織横断的協議機関であるコンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス推進を統括する部署として業務管理部を設置する。

コンプライアンスの推進は、毎年、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員のコンプライアンス研修を実施し、保険業務に関連する法令、社内ルール等の遵守に対する理解を深めるとともに、お客様の声（苦情）・検査・点検等により発見した問題の是正や再発防止への取組みを推進する。

また、遵守すべき法令・社内規程、苦情対応、不適正行為発見時の対処方法等を解説するコンプライアンス・マニュアルを全役員へ配布し、適正な業務遂行のための手引書とする。

不適正行為発生時の対応としては、役職員に不適正行為を発見した場合の報告義務を課し、通常の報告システムによる報告を徹底する他、この報告が難しい場合に匿名による報告を受け付ける窓口を、特定の第三者機関に設置し「内部通報ホットライン制度」として運営する。発生した不適正行為に対しては社内規程に従い適切に対応し、不適正行為を行った役職員及びその管理監督者については、就業規則・執行役員懲戒規程等に基づき所定の基準によって厳正かつ公平に処分を実施する。

なお、法令等遵守規程における基本方針に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固とした姿勢で臨む。」と定め、反社会的な勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。以上の運営状況を含め、コンプライアンス推進状況は、定期的に取り締役会及び経営会議に報告する。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることについて、取締役会において監督するとともに監査役の監査を受ける。

5. 内部監査体制

内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である業務監査部を設置し、内部監査を実施する。

業務監査部が実施する内部監査（業務監査）は、「会社の全業務に係る法令及び社内規程等の遵守状況並びにリスク管理状況等内部管理態勢全般について、その適切性及び有効性を検証・評価することにより、業務の健全かつ適正な運営を確保する」ことを目的とする。

内部監査は、営業部支店・本社各部等を対象に、法令等遵守状況、保険募集管理態勢、リスク管理態勢に重点をおいた監査及び保有資産の健全性を確保するための資産自己査定に対する監査を実施する。

監査の結果については被監査部門に対して報告するとともに、フォローアップ監査を実施し実効性の確保に努める。また、監査結果については逐次、取締役会及び経営会議に報告する。

このほか、事務品質の向上と事務リスクを低減させることを目的として、各部署において業務自主点検を実施する。

6. 親会社、当社及びその他のグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社共通の経営理念、行動指針に基づき、グループ全体として、またグループ会社それぞれが、企業価値の向上をめざした適正な業務運営を確保する。

当社では、親会社が定める経営管理規程に基づき、当社の経営計画・重要な業務執行の事前協議や、当社からの財務内容・業務遂行状況等の適切な報告を通じて、当社を所管する部門やコンプライアンス・リスク管理に係る統括部門の適切な指導・管理を受けている。

また、親会社は、当社と親会社の内部監査部門の定期的会合を通じて、当社の業務の適正性を確認している。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を配置する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

配置された使用人は監査役の指揮命令下で職務を遂行する。また、その異動・考課等、人事に関する事項は、監査役と協議の上でこれを行う。

(3) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び執行役員は、職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

②取締役、執行役員及び使用人は、取締役会及び経営会議への付議事項、内部通報ホットライン制度による通報の状況、コンプライアンスの状況、リスク及びリスク管理の状況並びに内部監査部門が行う内部監査の結果について、監査役に報告する。

③監査役が、取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM部会及びその他監査役が必要であると判断する社内の会議・委員会等に出席する機会を確保する。

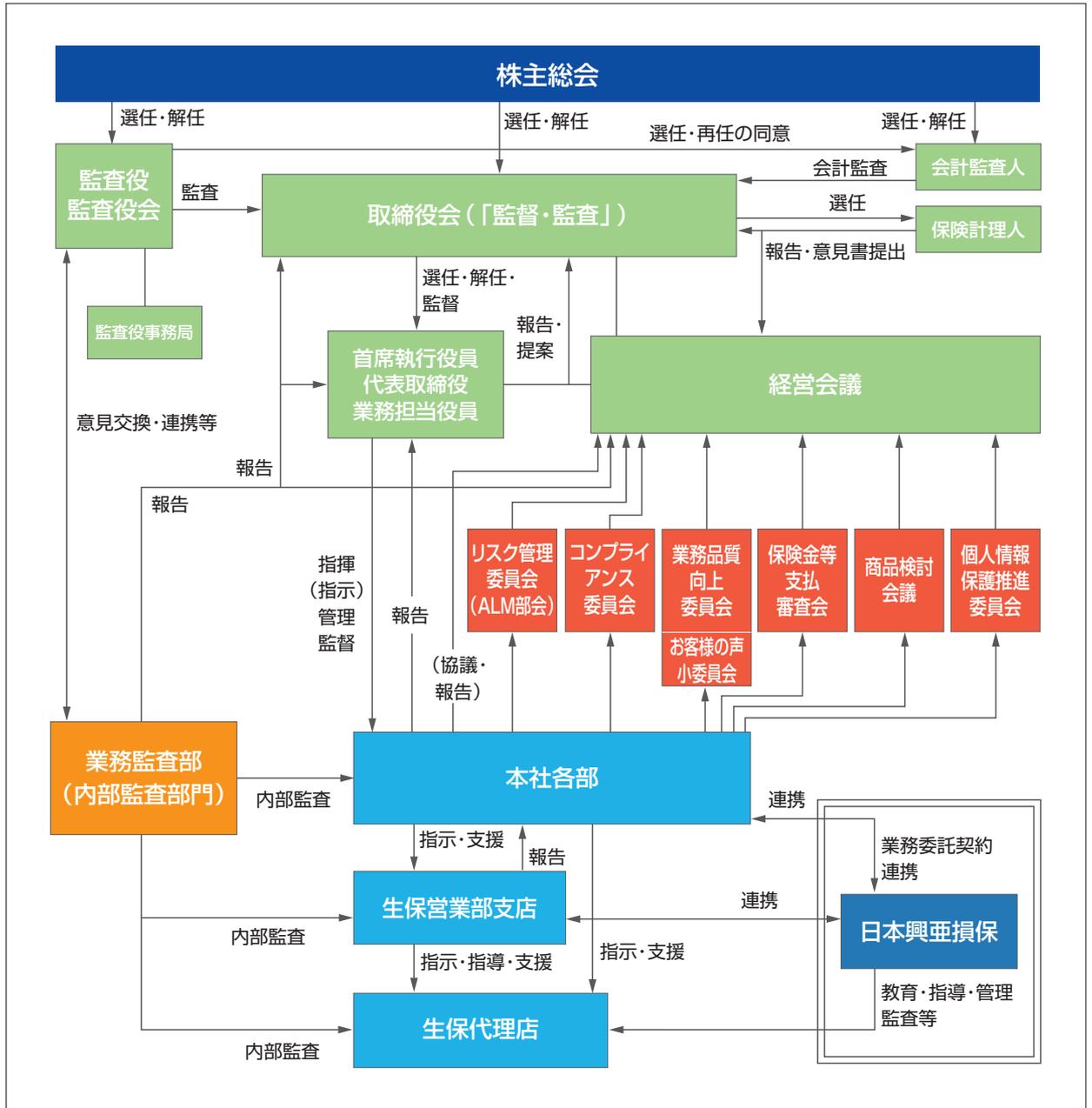
(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役、執行役員と監査役、会計監査人、内部監査部門及び監査役の三者、親会社の監査役と当社の監査役の定例会合を実施する。

以上

(3) コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンスの体制図は以下のとおりです。



Ⅲ-3 監査・検査態勢

(1) 内部監査

①内部監査の目的

業務監査部が実施する内部監査(業務監査)は、「会社の全業務に係る法令および社内規程等の遵守状況ならびにリスク管理状況等内部管理態勢全般について、その適切性および有効性を検証・評価することにより、業務の健全かつ適正な運営を確保する」ことを目的としています。

②内部監査の概要

内部監査は、募集代理店、営業部支店、本社各部および生保業務委託先である日本興亜損保社の営業部支店・課支社等を対象に、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、保険金等支払管理態勢、リスク管理態勢などの内部管理態勢が、お客様保護・お客様利便の観点から有効に機能しているかを検証することに重点をおいて実施しており、その結果について定期的に取り締役会および経営会議に報告しています。

また、監査結果を被監査部門に通知し改善を求め、必要に応じてフォローアップ監査を実施するとともに、全社的な改善を要する事項に関する本社所管部への提言を行うなど、業務改善の促進に努めています。

(2) 監査役監査

監査役は、会社法等の定めにより、業務が適法・適切に行われているかを厳正に監査するとともに、各事業年度における計算書類(貸借対照表、損益計算書等)およびその附属明細書ならびに事業報告書およびその附属明細書に係る監査等を実施しています。

監査の実施にあたっては、監査役会にて各年度の監査方針や監査計画を策定するほか、監査に関する重要事項について報告・協議・決議を行い、監査の実効性の向上を図っています。

(3) 会計監査人監査

当社は、会社法の定めにより、各事業年度における計算書類(貸借対照表、損益計算書等)およびその附属明細書に係る会計監査人による監査を受けています。

(4) 外部検査

主な外部検査として、保険業法の定めにより、保険会社を監督する金融庁による検査および財務省財務局による検査を受けることになっています。

Ⅲ-4 リスク管理態勢

(1) 基本方針

金融の自由化・国際化の進展と環境の急激な変化に伴ない、保険事業運営において抱えるリスクは拡大・多様化しています。このような環境下で、経営の健全性を確保し、お客様からの信頼を確保・維持するために、当社では、様々なリスクを的確に認識し、分析・評価した上でリスクコントロールしていくことを最重要課題として掲げ取り組んでいます。

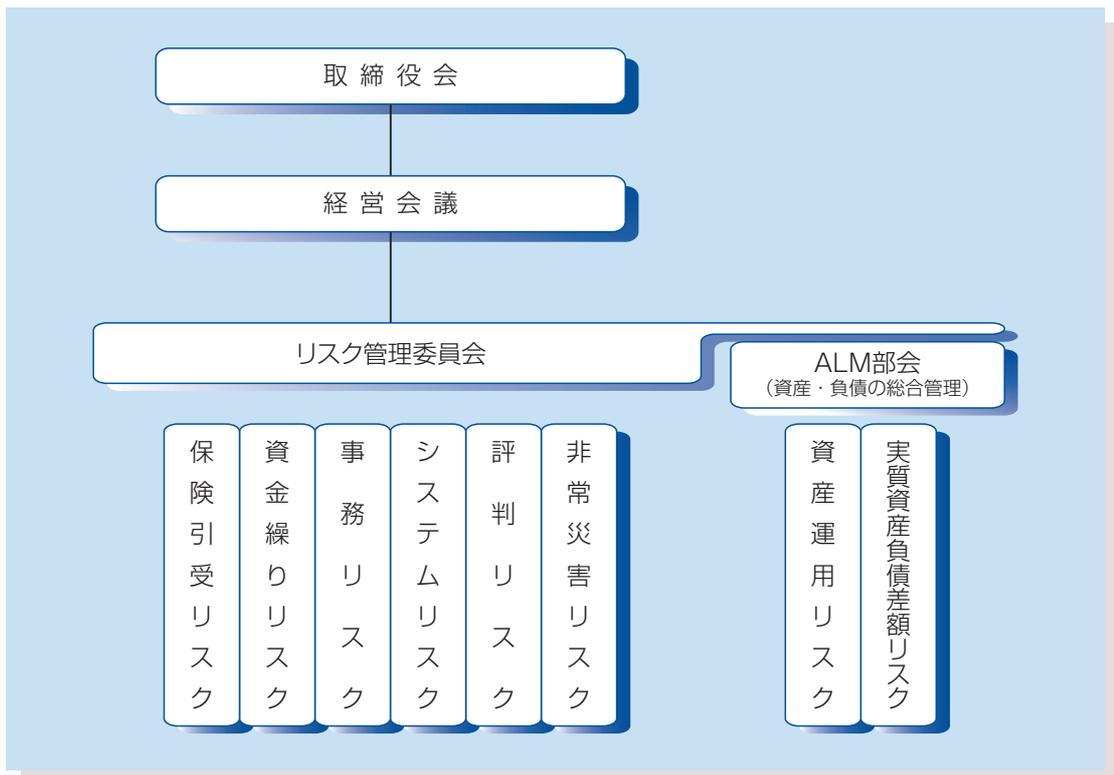
(2) リスク管理体制

当社では、自己責任原則に基づき、経営を取り巻く各種リスクの特性を担当部門において的確に把握し、業務遂行することを基本としています。会社全体のリスクの把握や一元管理を行う観点からリスク管理委員会ならびに資産・負債の総合管理の観点からALM部会を設置しています。また、取締役会および経営会議において、リスク管理に関するチェックを定期的に行っています。

◆リスク管理委員会の役割

- ・ リスク管理に係わる基本方針の策定
- ・ リスク管理手法の高度化検討および整備
- ・ 各種リスク状況の認識、評価および管理状況の総合的な把握

◆リスク管理体制図



(3) リスク管理の取組み

当社は、管理すべきリスクとして次のとおりリスクを定め、適切なリスク管理を行っています。

◆保険引受リスク

「保険引受リスク」とは、商品の開発または改定に際して想定した保険料率等の水準が、経済情勢や保険事故の発生率、運用実績の変動などにより、実際の保険金の支払額等に見合う水準と大きく乖離することによって当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的にこれらの水準を検証し、必要に応じて商品の改廃、引受基準の改定を行うなど、適切な措置を講じることを基本方針としています。

◆資産運用リスク

「資産運用リスク」とは、資産運用に関連して生じるキャッシュフローの不確実性または時価の変動性をいい、「市場リスク」、「信用リスク」、「市場流動性リスク」の3つに区分しています。資産運用リスクについては、資産の健全性を維持し、安定的な収益が確保できるよう、リスクを能動的かつ適切にコントロールすることを基本方針としています。また、資産運用リスクについては、資産のみならず負債についても市場リスクや流動性リスクがあることから、当社は、資産・負債の総合管理(ALM)を行っています。

◆資金繰りリスク

「資金繰りリスク」とは、巨大災害での資金流出や解約返戻金支出の増加等によって資金繰りが悪化し、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、常に維持すべき流動性資産の最低限度を設けて資金繰りリスク管理を行っています。

◆実質資産負債差額リスク

「実質資産負債差額リスク」とは、法令等に定める実質資産負債差額に関する規定に抵触するリスクをいいます。当社では、定期的に実質資産負債差額の状況を把握するとともに、当該規定に抵触しないようリスク管理を行っています。

◆システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの障害、誤作動等またはその不正使用により、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、情報資産保護規程(セキュリティポリシー)や安全対策基準(セキュリティスタンダード)を定め、情報資産の安全対策に努めています。

◆事務リスク

「事務リスク」とは、役職員や当社の代理店が正確な事務を怠ること(事務ミス)や不正等を起こすことにより、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、個々の事務について詳細なマニュアル等を整備するとともに、事務の点検や研修・指導等を通じて、事務リスクの軽減を図っています。

◆その他のリスク

当社では「評判リスク(悪評・風評の流布により、当社が損失を被るリスク)」や「非常災害リスク(地震等の大規模災害によって当社が通常業務の継続に支障をきたすことにより、損失を被るリスク)」等のリスクを認識し、それぞれについてリスク管理に努めています。

資産・負債の総合管理 (ALM) について

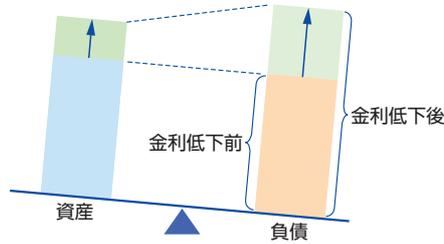
生命保険会社は、責任準備金(将来の保険金等をお支払いするために保険料のなかから積み立てるもの)を負債として計算しています。責任準備金(負債簿価)は、将来の保険金等のキャッシュフローを一定の金利(割引率)を基に計算していますが、市場金利が低下すると実際の運用収益が当初見込んでいた額より少なくなります。このため、市場金利の低下時には、責任準備金の額(負債簿価)よりも多くの金額(負債時価)を評価しておくが必要になります。このように、負債時価は、金利によって影響を受ける「金利リスク」を内包しています。

当社は、こうした負債のリスク特性を踏まえ、負債の金利リスクを定量的に計測するなどの分析を行い、負債に見合う資産を確保するため長期の円建債券を中心とした運用を行うなど(※)、資産・負債の総合管理(ALM)を実施しています。

※長期の円建債券で運用した場合、金利リスクを軽減することができます。それは、金利低下時には負債時価は増加しますが、債券価格(資産時価)も増加するからです。また、負債を構成する保険契約の大半は長期であるため、それに合わせて資産も長期債としています。

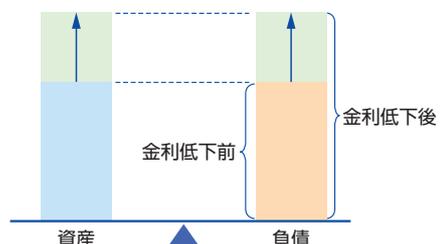
<イメージ図(金利低下の場合)>

●資産を短期の円建債券で運用した場合
(金利リスクが大きい)



・資産時価の増加額は、負債時価の増加額を下回る。

●資産を長期の円建債券で運用した場合
(金利リスクが小さい)



・負債時価は増加するが、負債の増加額に見合っ
て資産時価が増加する。

(4) ストレストテストについて

当社では、将来、例外的な環境下で起こりうるイベントが当社の財務内容に与える影響をチェックするため、ストレステストを行っています。当社が行っているストレステストは、過去に実際に起きた金利や株価の変動といった重大なイベントに基づいたものと、実際には起きていないが将来起こりうる金利シナリオに基づいたものの2種類であり、各々のストレステストについて複数のシナリオを設定しています。また、金利変動に加え大地震による支払の増加等、過去の実績に基づいた最悪の状態を想定したシナリオに基づくストレステストも行っています。

各シナリオの下でストレステストを実施した結果、当社の財務内容には問題ないことを確認しています。

(5) 再保険に係る方針について

再保険を付す際には、当保有契約状況・危険準備金の積立状況および巨大自然災害の被害想定責任額を考慮し手配しています。また、再保険取引先審査基準に再保険会社別の取引限度額を定め適切に管理しています。なお、再保険の引受については積極的な取引は行っていません。

(3) コンプライアンス・プログラム

当社ではコンプライアンス（法令等遵守）の基本方針に基づき、具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムの推進を図っています。

2008年度(平成20年度)コンプライアンス・プログラム

1. お客様の信頼確立に向けた取組み

「お客様の声（苦情）を起点とした品質向上サイクル」の構築及び定着による苦情対応態勢の強化、「新販売勧誘ルールの定着」及び「保険募集管理態勢の整備」ならびに「保険金等支払管理態勢の整備」を通して、お客様の保護、お客様利便の改善・強化に取組み、万全な顧客対応態勢を構築します。

2. コンプライアンスの推進態勢

全社的なコンプライアンスの推進機能の強化と会社業務の適正化を図るために、コンプライアンス委員会を定期的で開催しコンプライアンス推進の体制強化を進めています。また業務管理部は社員（業務委託先の日本興亜損害保険株式会社の社員を含む）及び代理店のコンプライアンスを一元管理し、全社的なコンプライアンス推進の強化を図っています。

また営業部支店にはコンプライアンス責任者を、本社各部門にはコンプライアンス責任者及びコンプライアンスリーダーを置きコンプライアンス体制の強化に努めています。

3. 内部統制の実施計画

部支店及び本社各グループでは会社業務の健全性及び適切性を確保することに主眼を置き、業務自主点検を通じて内務事務等の適正化を推進しています。また業務監査部は、リスク管理及びコンプライアンスの観点からその実効性・適切性を検証しています。

業務委託先の日本興亜損害保険株式会社が実施する「事務検査」において、生命保険業務に係る事務不備の指摘及び改善状況の確認を行うことにより、事務処理の適正化を通じたコンプライアンスの推進を図ります。

4. 役職員及び代理店の研修

役職員及び代理店に対する研修体系を確立し、定期的な研修の他、e-Learningによる理解度チェックによりコンプライアンス意識の高揚を図るとともに推進施策の理解を深めています。また全職場においてコンプライアンス・ミーティングを実施し、日常業務の遂行において発生した身近な問題を討議することにより、実務に即したコンプライアンスの推進を図るとともに、コンプライアンスを重視する会社風土を醸成しています。

5. 不適正な行為（不祥事件等）への対応

保険募集・引受にあたり不適正な行為が発生した場合は「不適正行為の対応基準」に則りお客様の保護を最優先し厳正対応するとともに、原因解明に基づく再発防止策の策定及び事案の社内開示による注意喚起を行い、再発防止を徹底しています。

6. 苦情対応の徹底

苦情報告及び対応ルールを徹底するとともに、原因分析を適切に行い、再発防止策を策定し、徹底を図っています。また、業務品質向上委員会を設置し、全社的な苦情の発生状況・原因分析及び再発防止策の策定・実施状況について確認・協議しています。

7. 顧客情報の適正な取扱いの推進

顧客情報取扱統括責任者を選任し、併せて部支店長を顧客情報取扱責任者に任命するとともに、個人情報保護推進委員会を設置し全社的な顧客情報の適正な取扱いを図っています。

8. 反社会的勢力への対応取組み

政府の犯罪対策閣僚会議の「指針」や金融庁の監督指針等を踏まえ策定した当社の「基本方針」に則り、平時（不当要求防止責任者の選任、研修・啓蒙、外部専門機関との連携）及び有事（報告フロー、組織的・法的対応）の対応を適切に行い反社会的勢力の排除に断固として取組みます。

9. 規程・マニュアルの整備

コンプライアンスに関する基本事項の定めた「法令等遵守規程」を制定するとともに、実務的な手引書として、役職員及び代理店向けに「コンプライアンス・マニュアル」を作成・配布しコンプライアンスの徹底を図っています。

10. コンプライアンス・プログラムの検証

コンプライアンス・プログラムの進捗及び達成状況をコンプライアンス委員会等において定期的に確認し取締役会・経営会議に報告するとともに、適宜修正を加えるなどして更なるコンプライアンスの推進を図っています。

(4) 勧誘方針

平成13年4月1日に施行された「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様に対する保険商品の適切なお説明に努めるとともに、次のとおり「勧誘方針」を公表しています。

日本興亜保険グループは、保険その他の金融商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行ってまいります。

日本興亜保険グループの勧誘方針

1. お客様の商品に関する知識、ご経験、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なお説明に心がけるとともに、お客様のご意向と実情に適った商品のご案内に努めてまいります。
2. 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
3. お客様からの信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
4. お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内管理体制を整備するとともに、研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めてまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払手続にあたり、迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。
6. お客様のご意見等を商品の販売に反映していくように努めてまいります。

Ⅲ-6 第三分野における責任準備金の確認

(1) 第三分野における責任準備金の適切性確保

第三分野保険商品は、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすく、また、保障期間も長期間に亘るものが多くなっています。このため長期的な不確実性が内在しているものといえます。そこで、当社では平成10年大蔵省告示第231号等に基づきストレステストを行い、また、その結果によっては負債十分性テストを実施し、責任準備金の十分な積立水準の確保を図っています。

(2) ストレステスト等における危険発生率等の設定水準

給付内容の危険特性等の観点から分類した「基礎率を同じくする契約区分」ごとの経過年数別支払指数の当社実績値に基づき、ストレステストの場合は保険事故発生率が変動することによる給付金の増加を99%の確率で担保する危険発生率を設定しています。

(3) テストの結果

平成19年度決算に係るストレステストでは、各契約区分について危険発生率に基づき算出した将来の給付額が、予定発生率に基づき算出した将来の給付額を超えていないことから、第三分野保険の保険リスクに備える「危険準備金Ⅳ」のうち、ストレステストの対象とするリスクに対応する積み立て額は0となりました。また、ストレステストの結果、負債十分性テストを実施する必要性はありませんでした。

尚、ストレステストの結果については、計算実施部門から報告を受けた保険計理人およびリスク管理部門が内容の確認を行っています。

Ⅲ-7 お客様情報の保護

生命保険会社は、提供する商品・サービスの特性から、ご契約情報や保健医療等のセンシティブ情報などを、お客様から長期的かつ大量にお預かりしています。

当社では、お預かりしたお客様情報の保護を図るため、個人、法人を問わずお客様情報の適正な管理および業務への利用等を定めた顧客情報取扱規程を制定し、また、個人情報保護推進委員会を設置し全社的なお客様情報の保護を推進しています。

また、平成17年4月1日より完全施行された個人情報保護法を踏まえ、個人のお客様情報の取扱いに関して「個人情報保護宣言」を公表するとともに、適正な取扱いに努めています。

個人情報に関する取扱いについて
(個人情報保護宣言)

当社は、企業理念において、豊かで健全な社会の発展に貢献することを掲げ、行動指針においては、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えるため、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開することによって、お客様に最高の安心と満足を提供することを定めております。

当社は、お客様の個人情報の保護は「最高の安心」を提供するための基本である、との認識のもと、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について」等を遵守して、お客様の個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、適切な措置を講じます。

また、当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。なお、個人情報に関する取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(注) 個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本基本方針に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4.から6.に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に利用し、必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・保険金請求書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持・管理を含みます。）
当社が取扱う商品は次のとおりです。
・生命保険およびこれに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- ② 生命保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ③ 適正な保険金・給付金等の支払
- ④ 当社のグループ会社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内

- ⑤ 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑦ 当社が有する債権の回収
- ⑧ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品・サービスの開発・研究
- ⑨ 代理店等販売網の新設・維持管理
- ⑩ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑪ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
- ・生命保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「5. 生命保険会社等との共同利用」をご覧ください。）

※当社が個人データを提供する第三者は、医療機関、再保険取引会社等です。

<再保険契約について>

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを再保険取引会社に提供することがあります。

4. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更および保険金支払に関する判断のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に

- 記載された契約内容および保険事故等に関する内容
 ② 管理責任者：日本興亜生命保険株式会社

※共同利用を行う当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧をご覧ください。

5. 生命保険会社等との共同利用

- (1) 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実にこなされるよう、生命保険会社等との間で、当社の保険契約等に関する所定の情報を、次の制度に基づき共同利用しています。

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・支払査定時照会制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページまたは当社のホームページをご覧ください。

- (2) 当社は、生命保険代理店の適切な監督等のために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。

また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、社団法人生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

なお、当社は、生命保険会社等との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを次の制度に基づき共同利用しています。

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・退職者情報登録制度
- ・変額保険販売資格者登録制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. ご契約内容、保険金・給付金のお支払に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または「下記10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。また、保険金・給付金のお支払に関するご照会については「下記10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「10. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問は、下記「10. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談・個人データの安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本興亜生命保険株式会社 お客様サービスセンター
 〒104-8407 東京都中央区築地3丁目4番2号
 TEL：0120-538-107

（受付時間：平日9時～17時（土・日曜・祝日を除く））

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

（社）生命保険協会 生命保険相談室
 〒100-0005 東京都中央区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
 TEL：03-3286-2648
 受付時間：9時～17時
 （土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）
 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

（会社一覧）

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」における、当社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

- ① グループ会社
 当社が、個人データの共同利用を行うグループ会社は、次のとおりです。（2005年4月1日現在）
 - ・日本興亜損害保険株式会社（損害保険業）
 - ・そんぼ24損害保険株式会社（損害保険業）
- ② 提携先企業：
 - 現時点で個人データの共同利用を行う提携先企業はありません。（2005年4月1日現在）

Ⅲ-8 環境マネジメントシステム

地球環境の悪化が社会の安全・安心を脅かし始めた現代において、安心をお届けすることを使命とする保険会社が環境問題に取り組むことは、当然のことといえます。地球環境問題による自然災害リスクの増大を防ぐという観点だけではなく、すべての活動の原点であるお客様の信頼にお応えするために、日本興亜保険グループが果たすべき社会的責任の大きな柱と認識して環境問題に取り組んでいます。

日本興亜保険グループでは、企業理念である「豊かで健全な社会の発展」への貢献、行動指針に掲げる「環境にやさしい企業活動」の展開のため、国際規格「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステム(EMS)を構築・運用しています。

平成14年6月に日本興亜損害保険株式会社の本社サイトでISO14001の認証を取得し、その後、対象を日本興亜保険グループの全国の拠点および子会社・関連会社へ広げる取組みを行い、平成17年6月には、当社およびそんぽ24損害保険を含む全国組織で認証取得しました。

Ⅲ-9 日本興亜保険グループの「環境方針」

日本興亜保険グループは、地球環境の保全・持続可能性の確保が人類共通の最重要課題であることを認識し、「豊かで健全な社会の発展に貢献します」との企業理念のもと、企業の社会的責任として「環境にやさしい企業活動を展開します」。

そして、真に豊かで安心できる暮らしを実現し、その基盤となる環境を子孫に引き継ぐという課題の達成に向けて、グループの全従業員を挙げて、全力で取組みます。

日本興亜保険グループは、以下の環境方針を定め、あらゆる企業活動を通じてその実現に取り組めます。

1. 当グループは、質の高い保険商品・サービスをより競争力のある価格で提供するという基本使命において、その活動、商品、サービスに関わる環境側面を認識し、環境汚染を予防し、地球環境の変化に対応すると共に、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。
2. 当グループの活動、商品、サービスに関わる環境関連法規制及び当グループが同意するその他の要求事項を遵守する。
3. 当グループの活動、商品、サービスに関わる環境側面のうち、以下の項目を重点項目として取組む。
 - (1) 環境に配慮した保険商品・サービスを開発・提供する。
 - (2) 紙の使用量を削減する。
 - (3) 電力の使用量を削減する。
 - (4) 化石燃料の使用量を削減する。
 - (5) 紙類等の廃棄物の分別・リサイクルを推進する。
 - (6) エコ商品等の優先的購入(グリーン購入)を推進する。
 - (7) 環境保護に関する情報の提供、啓発・教育活動を推進する。
4. この環境方針の達成のため、環境目的・目標を設定し、環境改善の取組みを推進する。

この環境方針は全組織、全従業員に周知するとともに、一般に公開します。

Ⅲ-10 社会貢献活動

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、(社)生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動など様々な社会貢献活動に取り組んでいます。また、当社役職員有志を会員とした「日本興亜おもしろいやり倶楽部」(マッチングギフト制度)を通じ、社会福祉・環境保護・国際貢献等の活動を行っている団体への寄付や、大学での寄付講座開催に当たり講師派遣を行うなど、社会貢献活動に取り組んでいます。

Ⅲ-11 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率} = 90\% - \left\{ \frac{\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}}{2} \right\}$$

契約の補償率

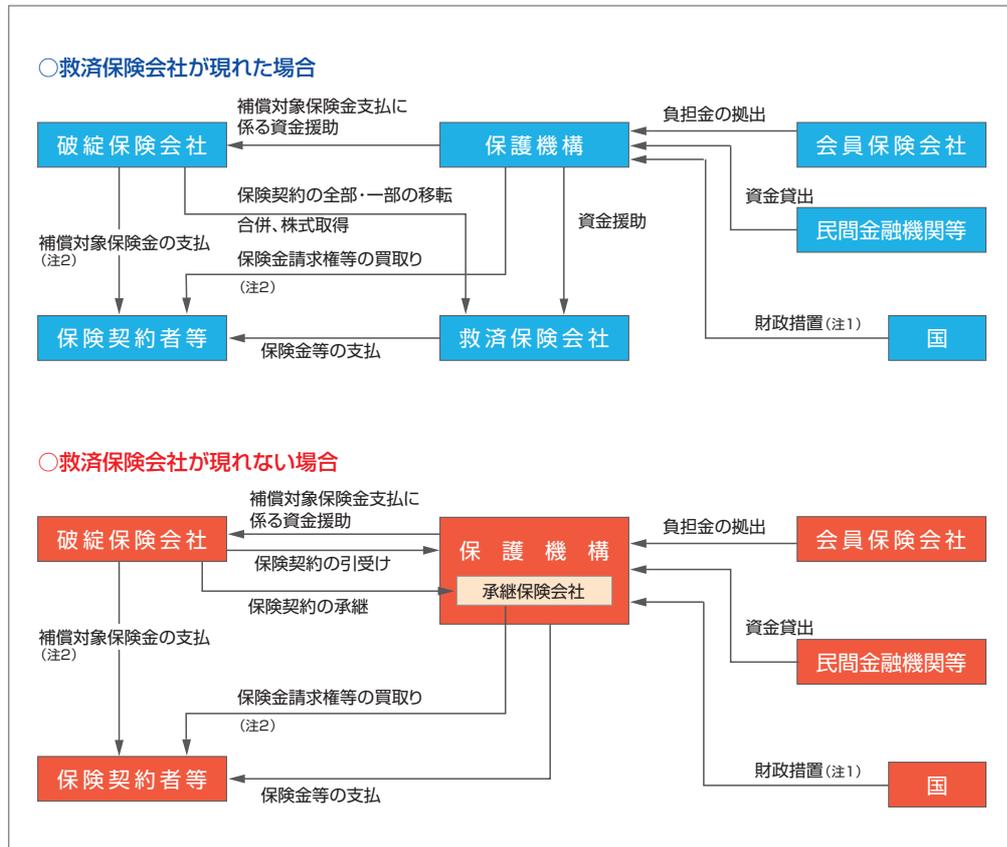
（注1） 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2） 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成21年(2009年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

● 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

IV. お客様へのサービスのご提供

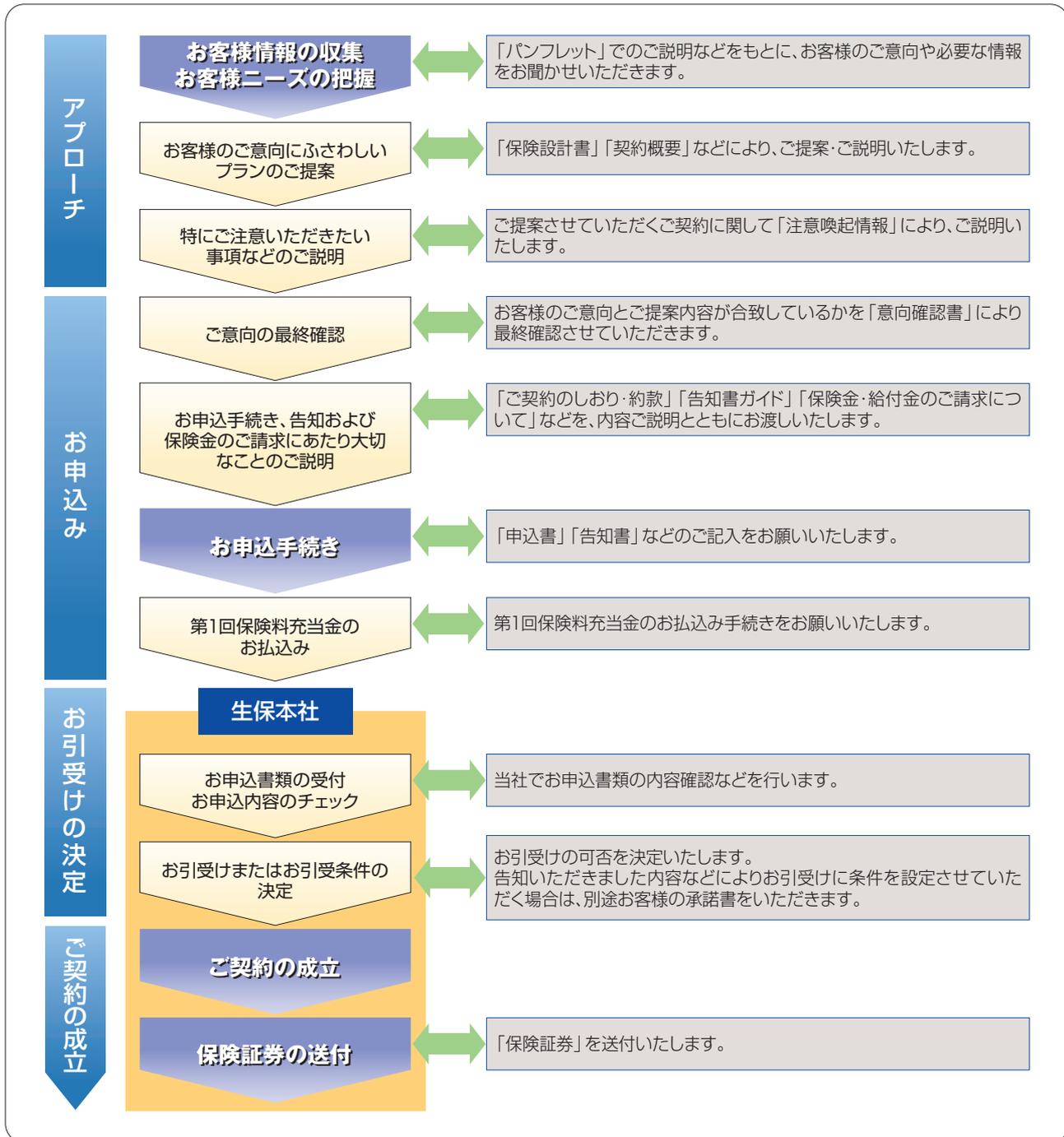
[目次]

IV- 1 ご契約までの流れ （アプローチからご契約の成立まで）	50
IV- 2 保険金・給付金のお支払いまでの流れ	51
IV- 3 商品ラインナップ	52
(1) 個人向け商品（主なもの）	52
(2) 企業・団体向け商品（主なもの）	54
IV- 4 代理店教育・研修の概略	55
(1) お客様の良きアドバイザーを目指して	55
(2) 教育体系図	55
(3) 代理店向け研修について	56
IV- 5 ご契約者に対する情報提供の実態	57
(1) 会社経営に関する情報提供	57
(2) ご契約者の皆様への情報提供	57
IV- 6 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	59

IV. お客様へのサービスのご提供

IV-1 ご契約までの流れ（アプローチからご契約の成立まで）

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。



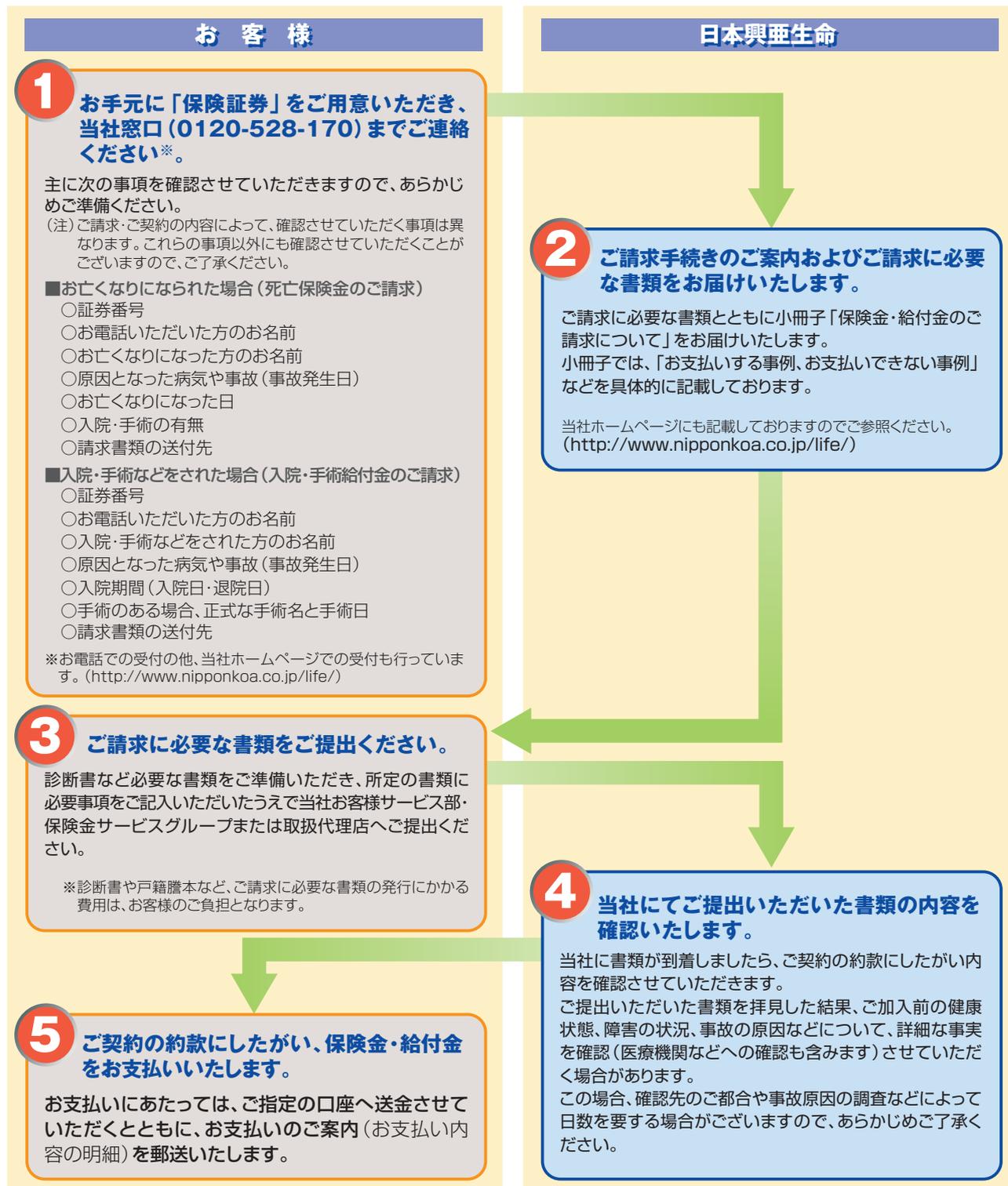
《クーリング・オフについて》

お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または保険料等領収証の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、次の場合はお取扱いできません。

- ・当社が指定する医師の診査が終了したとき
- ・債務履行の担保のための保険契約であるとき
- ・既契約の内容変更のとき
- ・法人をご契約者とする保険契約であるとき

IV-2 保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。
ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。



ご留意いただきたい事項

- 被保険者ご本人さまが病名をご承知でない場合でも、保険金や給付金をお支払いすることによって、ご本人さまに病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、ご請求の連絡をいただく際にお申し出ください。
- 受取人となられる被保険者ご本人さまが請求できない特別な事情があり、指定代理請求人特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です(また、同特約が付加されていない場合も当社窓口までご相談ください)。

IV. お客様へのサービスのご提供

IV-3 商品ラインナップ

(1) 個人向け商品(主なもの)

<主契約>

◆万一の場合に備えて

残された家族のための生活費の確保、葬儀代など一時的にかかる費用の確保など、万一の場合に備える商品をご案内します。

- ・一家の大黒柱の方に

あいらぶ家族 (新収入保障保険)

万一の際、葬儀費用などに必要な一時金と、ご家族の生活保障資金を毎月お届けする保険です。



あいらぶ家族 (減定期特約)

万一の際に、保険金を一時金として受け取るタイプの保険です。必要な保障額に沿って保険金額も減少しますので、合理的な保障と保険料となっています。



新収入保障保険

万一の際、ご家族に生活保障資金を毎月お届けする保険です。



- ・一生涯の保障を希望される方へ

終身保険

万一のため、老後のため、一生涯の保障が得られる保険です。



なっ得終身

保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑え割安な保険料で、一生涯の保障が得られる保険です。



- ・割安な保険料で大きな保障を希望される方へ

定期保険

死亡保障に的を絞った、保険の原点ともいえる保険です。目的を絞った保険ですから、小さなご負担で大きな保障が得られます。



低解約返戻金型定期保険

低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く抑え割安な保険料で「定期保険」と同一の保障が得られます。



無解約返戻金型定期保険

解約返戻金がない分、割安な保険料で「定期保険」と同一の保障が得られます。



◆入院や手術に備えて

終身医療1・2・3

病気・ケガの入院を一生サポート。
1泊2日の入院から給付金が受け取れます。



終身がん保険

がんになったときに安心して治療に専念
するために一生にわたってがんを保障
する保険です。



◆豊かな老後生活に備えて

個人年金保険

ゆとりあるセカンド
ライフを送るために、
一定の年齢から、年
金をお支払いする保
険です。



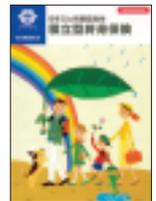
養老保険

財産づくりと、万
一の備えを両立でき
る保険です。



積立型終身保険

無理のない積立に
より、安心できる老
後の保障をお約束
します。



◆お子様の教育資金準備に

こども保険

お子さまの健やかな成長をお守りし、教育
資金などのご準備ができます。



IV. お客様へのサービスのご提供

<特約>

◆定期系特約

死亡保障をより充実させるための特約です。

ご利用の目的	特約の名称
割安な保険料で、合理的な保障をご希望の方に	通減定期保険特約
重点的に保障したい時期の保障額アップをご希望の方に	平準定期保険特約
保障額アップと3大疾病への保障をご希望の方に	特定疾病保障定期保険特約

◆災害・入院系特約

傷害・入院・手術などの不時の出費にも備えるための特約です。

ご利用の目的	特約の名称
災害による死亡・高度障害の保障アップをご希望の方に	新災害割増特約
災害による死亡・高度障害の保障アップ、身体障害への保障をご希望の方に	新傷害特約
ケガによる入院保障をご希望の方に	新災害入院特約
病気による入院と、手術保障をご希望の方に	新疾病入院特約
ケガによる入院後の退院一時金をご希望の方に	新災害退院後療養特約
病気による入院後の退院一時金をご希望の方に	新疾病退院後療養特約
成人病による入院の上乗せ保障をご希望の方に	新成人病保障特約
女性に多い病気による入院の上乗せ保障をご希望の方に	新女性医療特約
こどもの入院や手術に備える「こども保険」専用の特約です	こども医療特約

◆その他の特約

ご利用の目的	特約の名称
喫煙の有無、または健康状態が所定の基準を満たす場合、より割安な保険料でご契約いただけます	区分料率適用特約(優良体保険)
余命6ヶ月以内のとき、保険金の前払請求をすることができます	リビング・ニーズ特約
所定の3大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)、所定の身体障害状態、所定の要介護状態に該当した場合、以後の保険料は不要です	保険料払込免除特約
被保険者が保険金等を請求できない「特別な事情」が生じた場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人に保険金等を請求・受領していただくことができます	指定代理請求人特約

(2) 企業・団体向け商品(主なもの)

総合福祉団体定期保険

企業や団体等が定める弔慰金規程に基づき、役職員・ご遺族への支給財源の確保ができます。



団体信用生命保険

団体定期保険

企業や団体等が制度を導入し、所属員(役員・従業員)の方の保険料負担により、在職・在任中の死亡保障を目的とする保険です。

医療保障保険(団体型)

IV-4 代理店教育・研修の概略

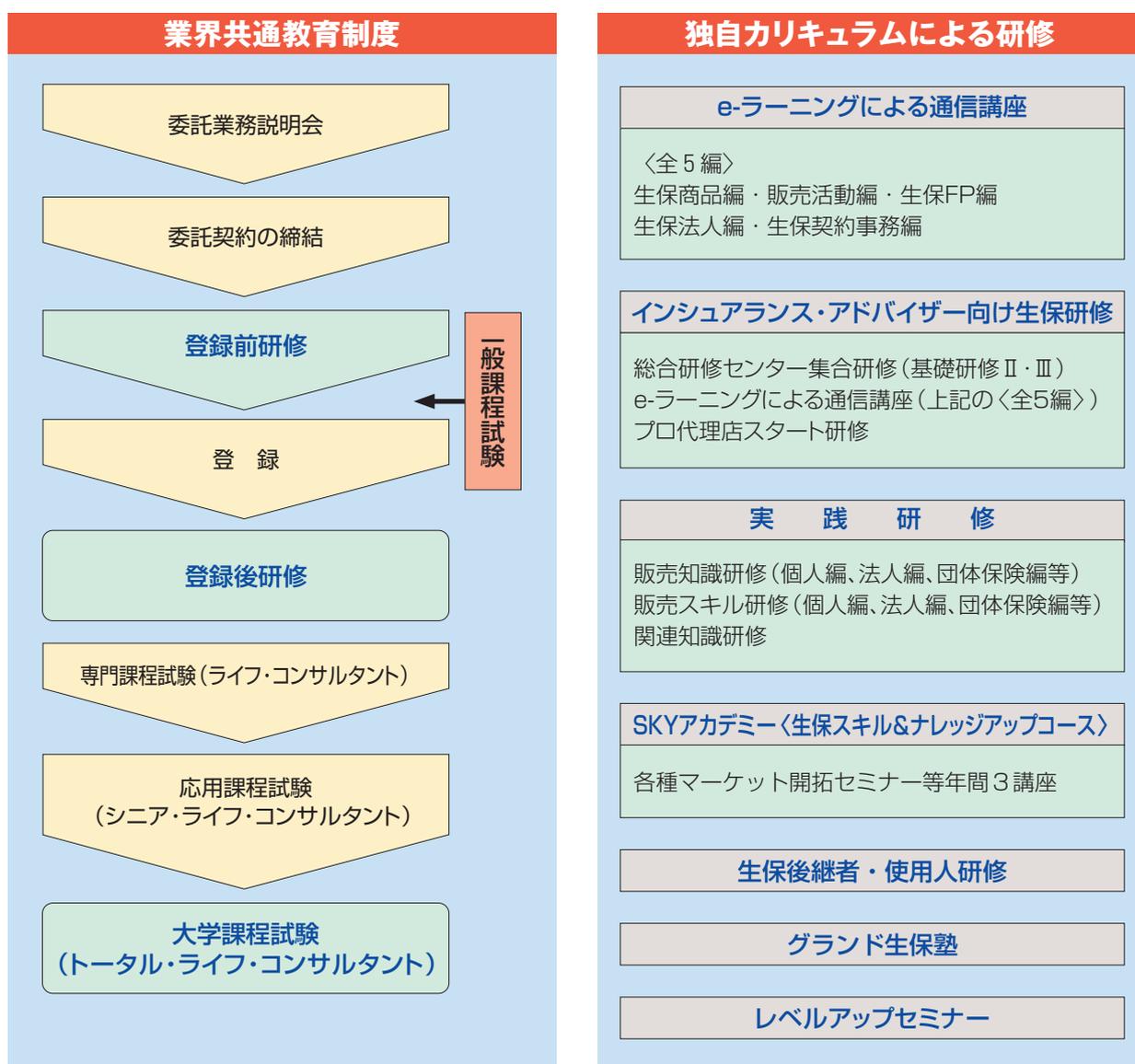
(1) お客様の良きアドバイザーを目指して

お客様のライフプランや企業経営のニーズに最適な保険設計をするためには、十分な商品知識のほかに、商品設計力や企画立案能力が必要になります。

当社では、お客様の良きアドバイザーとして生命保険のプロの育成を目指し、業界共通資格のランクアップによる周辺知識を含めた生保知識の充実を図ると同時に、当社独自の研修制度の運営を行っています。

具体的には、e-ラーニングによる「通信講座」をはじめ、「SKYアカデミー・レベルアップセミナー、生保後継者・使用人研修、グランド生保塾」等、ビデオカメラを活用した受講者参加型のロールプレイング実践研修を中心に、多彩な教育体系のもとで、代理店教育および研修を実施しています。

(2) 教育体系図



IV. お客様へのサービスのご提供

(3) 代理店向け研修について

代理店向け研修は、お客様のニーズを明確に引き出したうえでお客様の意向に適合した商品提案を的確に行える代理店の育成を目的としています。具体的には、下記の基本方針のもとで各種研修カリキュラムの中で実践しています。

◆代理店研修基本方針

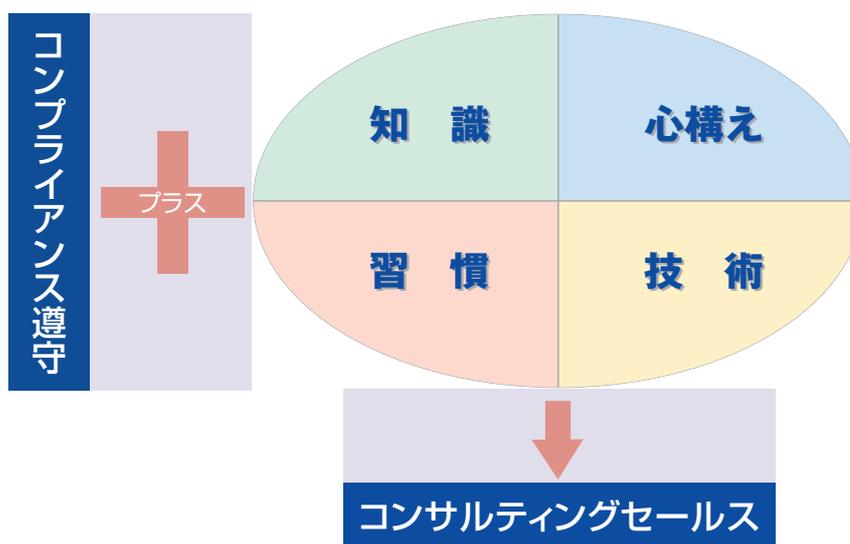
コンプライアンス遵守を最優先に、生命保険の役割・使命を正しく理解し、お客様に最適な保障を正しく販売できる自立した代理店の育成を目指します。

◆代理店研修カリキュラム

- ・保険商品、税務、FP知識、新契約・保全等の生命保険販売に必要な業務知識の習得を目指します【知識】
- ・生命保険販売の“ビジネスミッション”（意義・社会的使命）とコンプライアンスの徹底を繰り返し研修をし浸透を図ります【心構え】
- ・セールスプロセスに基づくトレーニング型研修を研修の柱として位置づけ、レベルに応じた研修体制を展開します【技術】
- ・代理店が継続して生命保険販売をするための行動を習慣化させるために社員の帯同参加を推進します【習慣】

◆代理店研修における重点項目

- ・お客様の意向に適合した商品提案ができ、かつお客様ニーズを明確に引き出せるヒヤリング手法を強化したセールスプロセスの販売研修を実施します。
- ・コンサルティングセールスをより浸透させ、納得感の高い生保商品をお客様に提供します。



IV-5 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 会社経営に関する情報提供

会社経営に関する情報は次の方法・媒体により適時・適切に行っています。

○日本興亜生命の現状

保険業法第111条に基づき作成された資料で、当社の業績や財務状況等を記載しています。本誌は、全国の営業店、当社の事務委託をしている日本興亜損保の営業店ならびに主要代理店に備え付けています。また、ホームページでもご覧いただけます。



○会社案内

当社の概要を簡単にご説明した冊子です。



○インターネットホームページ

当社の会社概要、業績、保険商品のご案内、ニュースなどを掲載しています。

ホームページアドレス

<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>

(2) ご契約者の皆様への情報提供

ご契約者の皆様には、「ご契約成立まで」、「ご契約成立後」にそれぞれ次のような情報を提供しています。

①ご契約成立までの情報提供

○パンフレット



○保険種類のご案内

当社の商品を一括して記載しています。



○保険設計書



○ご契約のしおり・約款

ご契約にあたって十分にご理解いただきたい重要事項等を記載しています。また、約款はご契約についての取決めを詳しく記載しています。



○契約概要

○告知書ガイド

○保険証券

○注意喚起情報

○保険金・給付金のご請求について

※ご加入手続きに入る前に、お客様の最終的なご意向を「意向確認書」により確認させていただいています。

IV. お客様へのサービスのご提供

②ご契約成立後の情報提供

○保険料のお支払いに関連するもの

- ・保険料口座振替についてのご案内
- ・保険料再請求のお知らせ

○自動振替貸付・失効に関連するもの

- ・保険料お立替のご案内
- ・保険契約失効のご案内(失効直後)
- ・保険契約失効に関するご案内(失効後1年)
- ・保険契約失効に伴う返還金のお支払いについての最終のご案内(失効時効6ヶ月前)

※上記ご案内に加え、平成20年度は新たに以下のご案内を提供させていただく予定です。

- ・ご契約失効後3ヶ月经過に関するご案内
- ・ご契約失効後6ヶ月经過に関するご案内
- ・時効に伴う失効返戻金お支払いのご案内

○満期等に関連するもの

- ・満期保険金、祝金、生存給付金、年金のご案内
- ・自動更新のお知らせ
- ・お支払いのご案内

○保険金・給付金のお支払いに関連するもの

- ・保険金・給付金請求書類のご案内
- ・保険金・給付金のご請求について
- ・お支払いのご案内

○契約者貸付に関連するもの

- ・契約者貸付案内
- ・契約者貸付利息繰入案内
- ・契約者貸付現在高案内

○その他

- ・ご契約内容のお知らせ
- ・生命保険料控除証明書

IV-6 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

ご契約手続きの際には、商品の仕組みや内容を、デメリットとなる情報も含めてお客様に十分ご理解いただくため、当社では以下のような書面に商品に対する情報とデメリット情報を記載しお渡ししています。

◆契約概要

お客様に保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項（仕組み、保障内容、付加できる主な特約とその概要等）を掲載し、ご契約の手続き前に当該保険商品がお客様ニーズに適合していることをご確認いただいています。



◆保険種類のご案内

お客様のニーズに最も適したプランを選択していただくために、当社の商品を一括して記載した「保険種類のご案内」を作成しています。

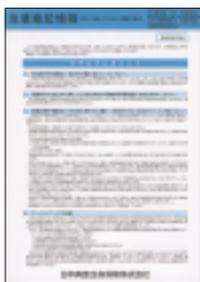
この「保険種類のご案内」では、商品の仕組みと特長のほか、デメリット情報（保険金・給付金等をお支払いできない主な場合、告知義務違反による契約の解除など）やクーリング・オフ等についても記載しています。

◆パンフレット

商品の内容についてご理解いただくために、商品の仕組みと特長についてわかりやすく説明しています。

◆注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください重要な事項（告知義務違反、保険金をお支払いできない場合等）を掲載し、ご契約の手続き前にお客様にご確認いただいています。



◆乗換確認書

すでにご加入いただいている契約を解約することを前提に、新たな契約をお申込みいただく場合に、「乗換確認書」にてお客様の不利益事項等をご説明し、ご確認いただいています。



◆ご契約のしおり・約款

ご契約のお申込みに際して、ご契約に関する重要な事項を記載した「ご契約のしおり・約款」をお渡ししています。

「ご契約のしおり」部分では、保険金等のお支払いなどに関する説明に加え、免責事由、告知義務違反による契約解除やクーリング・オフ制度等についてもわかりやすく説明しています。

◆解約請求書

解約を請求されるお客様に、あらためてご確認いただくため、解約のデメリットと解約のお手続き前にお客様にご検討いただきたい事項をご案内しています。



資料編

目次

I. 保険会社の概況及び組織	65
1 沿革	65
2 経営の組織	65
3 店舗網一覧	66
4 資本金の推移	67
5 株式の総数	67
6 株式の状況	67
(1) 発行済株式の種類等	67
(2) 大株主	67
7 主要株主の状況	67
8 役員の状況	68
9 従業員の在籍・採用状況	69
10 平均給与（内勤職員）	69
11 平均給与（営業職員）	69
II. 保険会社の主要な業務の内容	70
1 主要な業務の内容	70
2 経営方針	70
III. 直近事業年度における事業の概況	71
1 直近事業年度における事業の概況	71
2 契約者懇談会開催の概況	71
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	71
4 契約者に対する情報提供の実態	71
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	71
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	71
7 新規開発商品の状況	72
8 保険商品一覧	73
(1) 個人向け商品〔主契約〕	73
(2) 個人向け商品〔特約〕	78
(3) 指定代理請求人特約について	79
(4) 企業・団体向け商品	79
9 情報システムに関する状況	80
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	80
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	81
V. 財産の状況	82
1 貸借対照表	82
2 損益計算書	86
3 キャッシュ・フロー計算書	88
4 株主資本等変動計算書	90
5 債務者区分による債権の状況	90
6 リスク管理債権の状況	90
7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	91
8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	91
9 有価証券等の時価情報（会社計）	92
(1) 有価証券の時価情報	92
(2) 金銭の信託の時価情報	94
(3) デリバティブ取引の時価情報	94
10 経常利益等の明細（基礎利益）	95
11 利源別損益	95
12 会計監査人の監査の状況	96
13 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	96

VI. 業務の状況を示す指標等	97	(3) 主要資産の平均残高	112
1 主要な業務の状況を示す指標等	97	(4) 資産運用収益明細表	112
(1) 決算業績の概況	97	(5) 資産運用費用明細表	113
(2) 保有契約高及び新契約高	97	(6) 利息及び配当金等収入明細表	113
(3) 年換算保険料	97	(7) 有価証券売却益明細表	113
(4) 保障機能別保有契約高	98	(8) 有価証券売却損明細表	113
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	99	(9) 有価証券評価損明細表	114
(6) 異動状況の推移	100	(10) 商品有価証券明細表	114
(7) 契約者配当の状況	101	(11) 商品有価証券売買高	114
2 保険契約に関する指標等	102	(12) 有価証券明細表	114
(1) 保有契約増加率	102	(13) 有価証券残存期間別残高	115
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	102	(14) 保有公社債の期末残高利回り	116
(3) 新契約率（対年度始）	102	(15) 業種別株式保有明細表	116
(4) 解約失効率（対年度始）	102	(16) 貸付金明細表	117
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	102	(17) 貸付金残存期間別残高	117
(6) 死亡率（個人保険主契約）	103	(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	117
(7) 特約発生率（個人保険）	103	(19) 貸付金業種別内訳	117
(8) 事業費率（対収入保険料）	103	(20) 貸付金使途別内訳	117
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	103	(21) 貸付金地域別内訳	117
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	104	(22) 貸付金担保別内訳	117
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	104	(23) 有形固定資産明細表	118
(12) 未収受再保険金の額	104	(24) 固定資産等処分益明細表	118
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	104	(25) 固定資産等処分損明細表	119
3 経理に関する指標等	105	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	119
(1) 支払備金明細表	105	(27) 海外投融資の状況	119
(2) 責任準備金明細表	105	(28) 海外投融資利回り	120
(3) 責任準備金残高の内訳	105	(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	120
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	106	(30) 各種ローン金利	121
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	106	(31) その他の資産明細表	121
(6) 契約者配当準備金明細表	106	5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	122
(7) 引当金明細表	107	(1) 有価証券の時価情報	122
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	107	(2) 金銭の信託の時価情報	124
(9) 資本金等明細表	107	(3) デリバティブ取引の時価情報	124
(10) 保険料明細表	107	VII. 保険会社の運営	125
(11) 保険金明細表	108	1 リスク管理の体制	125
(12) 年金明細表	108	2 法令遵守の体制	125
(13) 給付金明細表	108	3 法第二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性	125
(14) 解約返戻金明細表	108	4 個人データ保護について	125
(15) 減価償却費明細表	109	VIII. 特別勘定に関する指標等	125
(16) 事業費明細表	109	1 特別勘定資産残高の状況	125
(17) 税金明細表	109	2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	125
(18) リース取引	109	3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	125
4 資産運用に関する指標等（一般勘定）	110	IX. 保険会社及びその子会社等の状況	125
(1) 資産運用の概況	110	1 保険会社及びその子会社等の概況	125
(2) 運用利回り	112	2 保険会社及びその子会社等の主要な業務	125
		3 保険会社及びその子会社等の財産の状況	125

日本興亜生命の現状

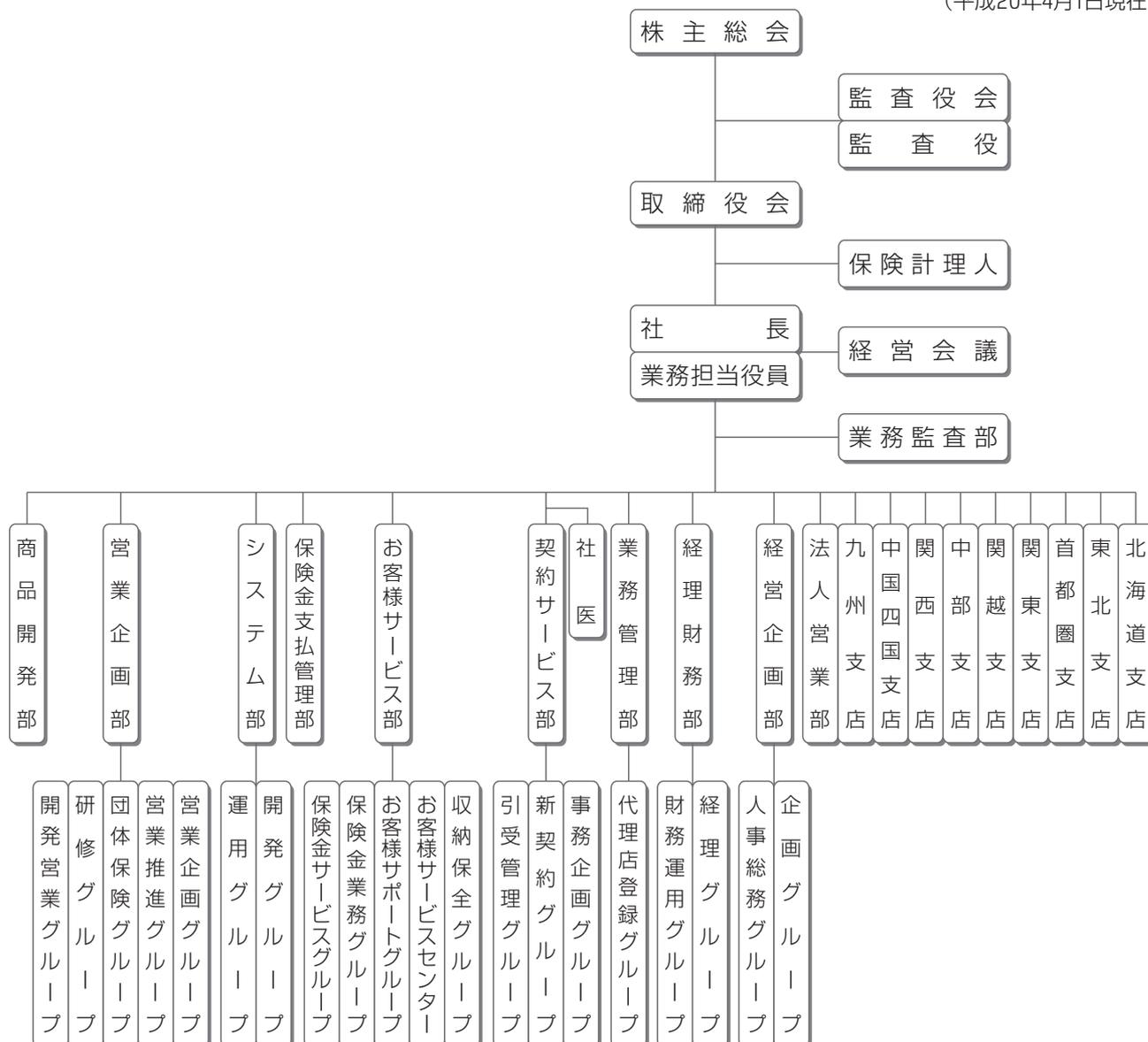
I. 保険会社の概況及び組織

I-1 沿革

年 月 日	主 な で き ごと
平成8年4月1日	保険業法の改正により、生損保の子会社方式による相互参入が可能となりました。
平成8年8月8日	興亜火災海上保険株式会社ならびに日本火災海上保険株式会社は、それぞれ全額出資により「興亜火災まごころ生命保険株式会社」ならびに「日本火災パートナー生命保険株式会社」を設立
平成8年8月27日	生命保険事業免許を大蔵大臣より取得
平成8年10月1日	営業開始
平成13年4月1日	出資会社が合併したことに伴い、生保二社も同時に合併し「日本興亜生命保険株式会社」となりました。
平成14年3月	当局認可を得て、現行資本金から50億円を減資し、同時期に親会社の日本興亜損害保険株式会社引受による50億円の増資を行うという資本政策を実施

I-2 経営の組織

(平成20年4月1日現在)



I-3 店舗網一覧

(平成20年7月1日現在)

部 支 店	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道 支 店	〒060-0042 札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-6265
東 北 支 店	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-3173
首 都 圏 支 店	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-12-1	03-3984-9988
関 東 支 店	〒110-0015 東京都台東区東上野3-18-4	03-3839-8876
関 越 支 店	〒330-9509 さいたま市大宮区桜木町2-285-2	048-658-6660
中 部 支 店	〒460-8636 名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9440
関 西 支 店	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8191
中 国 四 国 支 店	〒730-0011 広島市中区基町13-9	082-228-5361
九 州 支 店	〒810-8666 福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3521
法 人 営 業 部	〒103-8255 東京都中央区日本橋2-11-2	03-3231-3021
本 社	〒104-8407 東京都中央区築地3-4-2	03-5565-8080



I-4 資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後 資 本 金	摘 要	備 考
平成8年8月8日		10,000百万円	会社設立	旧 興亜火災まごころ生命保険株式会社
		10,000百万円	会社設立	旧 日本火災パートナー生命保険株式会社
平成13年4月2日	10,000百万円	20,000百万円	合併増資	
平成14年3月5日	5,000百万円	15,000百万円	減 資	
平成14年3月19日	5,000百万円	20,000百万円	第 三 者 割当増資	すべて、日本興亜損害保険株式会社に割当

I-5 株式の総数

(平成20年3月31日現在)

発行する株式の総数	1,600千株
発行済株式の総数	500千株
当期末株主数	1名

I-6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

(平成20年3月31日現在)

発行 済 株 式	種 類	発行数	内 容
	普 通	500千株	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式

(2) 大株主

(平成20年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本興亜損害 保険株式会社	500千株	100%	— 千株	— %

I-7 主要株主の状況

(平成20年3月31日現在)

名 称	主たる営業所又は 事業所の所在地	資本金又 は出資金	主要な事業 内容	設立年月日	株式等の総数等に占める 所有株式等の割合
日本興亜損害 保険株式会社	東京都千代田区 霞が関三丁目7番3号	91,249百万円	損害保険業	昭和19年10月1日	100%

I-8 役員の状況

(平成20年7月1日現在)

役職名	氏名	略歴
代表取締役社長 首席執行役員	しのざき よしあき 篠崎 義明 (昭和19年11月23日生)	昭和42年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成17年6月 日本興亜損害保険株式会社 代表取締役副社長執行役員関西本部長 同19年6月 当社代表取締役社長首席執行役員(現職)
取締役 専務執行役員	しが ひさのり 志賀 久徳 (昭和22年7月2日生)	昭和46年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 日本興亜損害保険株式会社執行役員本店営業第二部長 同16年6月 当社常勤監査役 同20年6月 同 取締役専務執行役員(現職)
取締役 専務執行役員	つちだ いさお 土田 勲 (昭和27年1月9日生)	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成17年4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員千葉支店長 同18年4月 当社常務取締役 同19年4月 同 常務取締役商品開発部長 同19年6月 同 常務執行役員商品開発部長 同19年10月 同 常務執行役員 同20年6月 同 取締役専務執行役員営業本部長(現職)
取締役 専務執行役員	しいな ただし 椎名 忠 (昭和26年10月15日生)	昭和50年4月 明治生命保険相互会社入社 平成18年7月 明治安田生命保険相互会社監査委員会事務局長 同20年4月 明治安田システム・テクノロジー株式会社 取締役兼リスク管理・コンプライアンス部長 同20年6月 当社取締役専務執行役員(現職)
常務執行役員	すぎもと えいじ 杉元 英治 (昭和28年5月12日生)	昭和51年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成18年4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員関西本部長 同20年6月 当社常務執行役員(現職)
取締役 常務執行役員	いかわ じろう 井川 二郎 (昭和30年1月5日生)	昭和52年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社長野支店長 同15年9月 当社取締役 同16年4月 同 取締役業務管理部長 同19年4月 同 取締役業務管理部長、保険金支払管理部長 同19年6月 同 取締役執行役員業務管理部長、保険金支払管理部長 同20年6月 同 取締役常務執行役員 業務管理部長、保険金支払管理部長(現職)
取締役 常務執行役員	おおの たかよし 大野 隆由 (昭和28年9月9日生)	昭和52年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成15年4月 日本興亜損害保険株式会社投融資部長 同15年9月 当社取締役経営企画部長 同19年6月 同 取締役執行役員経営企画部長 同20年4月 同 取締役執行役員経営企画部長、経理財務部長 同20年6月 同 取締役常務執行役員経理財務部長(現職)
執行役員	しのはら かずひさ 篠原 一久 (昭和26年7月25日生)	昭和51年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成14年4月 日本興亜損害保険株式会社情報システム部長 同16年4月 当社取締役システム部長 同19年6月 同 執行役員システム部長 同20年4月 同 執行役員(現職)
執行役員	たけざわ けん 竹澤 健 (昭和28年7月23日生)	昭和51年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社福島支店副支店長 同14年4月 当社関東支店長 同17年4月 同 首都圏支店長 同20年4月 同 執行役員首都圏支店長(現職)
常勤監査役	たかはし しずお 高橋 静雄 (昭和28年1月4日生)	昭和51年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成19年4月 日本興亜損害保険株式会社 執行役員コンプライアンス部長 同20年6月 当社常勤監査役(現職)
監査役	くめ かずお 桑 和男 (昭和23年9月4日生)	昭和48年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 日本興亜損害保険株式会社 執行役員水戸支店長 同16年6月 損害保険料率算出機構 理事 同20年7月 当社監査役(現職)
監査役	なごや いちろう 名古屋 一郎 (昭和36年3月30日生)	昭和59年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成20年4月 日本興亜損害保険株式会社 経営企画部 グループ事業・受託統括部長(現職) 同20年6月 当社監査役(現職)

I-9 従業員の在籍・採用状況

区 分	平成18年度末 在籍数	平成19年度末 在籍数	平成18年度末 採用数	平成19年度末 採用数	平成19年度末		
					平均年齢	平均勤続年数	
内 勤 職 員	367名	418名	110名	73名	40.9歳	3.5年	
男女別	(男 子)	261	291	82	36	45.6	3.5
	(女 子)	106	127	28	37	29.9	3.4
職種別	(グローバル職系)	268	301	85	39	45.4	3.5
	(エリア職系)	99	117	25	34	29.2	3.5
営 業 職 員	—	—	—	—	—	—	
男女別	(男 子)	—	—	—	—	—	—
	(女 子)	—	—	—	—	—	—

I-10 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成19年3月	平成20年3月
内勤職員	507	503

(注) 平均給与月額額は平成19年3月中及び平成20年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

I-11 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

Ⅱ-1 主要な業務の内容

p.4 I-2 日本興亜生命の概要 (2) 主な業務の内容をご参照下さい。

Ⅱ-2 経営方針

p.4 I-2 日本興亜生命の概要 (1) 経営方針をご参照下さい。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

Ⅲ-1 直近事業年度における事業の概況

p.20~21 II-1 平成19年度における事業概況および平成20年度の取組みについてをご参照ください。

Ⅲ-2 契約者懇談会開催の概況

現在のところ契約者懇談会は開催していませんが、お客様からのご相談やお申し出にお応えできるように本社に「お客様サービスセンター」を設置しています。

今後ともお客様から頂いたご意見・ご要望を踏まえて、より一層のサービス充実に努めてまいります。

Ⅲ-3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

p.10~14 I-4 お客様満足度向上に向けた取組みをご参照ください。

Ⅲ-4 契約者に対する情報提供の実態

p.57~58 IV-5 ご契約者に対する情報提供の実態をご参照ください。

Ⅲ-5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

p.59 IV-6 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法をご参照ください。

Ⅲ-6 営業職員・代理店教育・研修の概略

p.55~56 IV-4 代理店教育・研修の概略をご参照ください。

Ⅲ-7 新規開発商品の状況

平成8年10月に生損保相互参入により各々の旧会社が営業を開始して以来、

- ・ 万一のときのご遺族の方々の生活資金のご準備
- ・ 老後の生活資金のご準備
- ・ お子さまの教育、ご結婚資金のご準備
- ・ 病気・ケガなどに備える資金のご準備

などのおひとりおひとりの将来の生活設計に役立てていただけるよう、お客様の目的に応じた保険商品を準備し提供してまいりました。

最近では以下の商品を新たに開発し、販売を開始いたしました。

「低解約返戻金型定期保険」の発売(平成18年9月)

この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を通常の「定期保険」の70%とすることで、割安な保険料での死亡保障の確保を目的とした保険商品です。

低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、通常の方法により計算した解約返戻金となりますので、ご契約を長期に続けられる場合には、「定期保険」よりも有利となります。

また、割安な保険料で死亡保障を確保しながら、解約返戻金を退職慰労金等の財源確保に活用するなど、企業のニーズにも対応できます。

「無解約返戻金型定期保険」の発売(平成18年9月)

この保険は、保険期間を通じて解約返戻金をなくすことで、割安な保険料での死亡保障の確保を目的とした保険商品です。

ご契約を長期に続けられる方で、保険料負担を抑えて死亡保障を確保したいお客様ニーズに対応した保険商品となっています。

「指定代理請求人特約」の新設(平成19年4月)

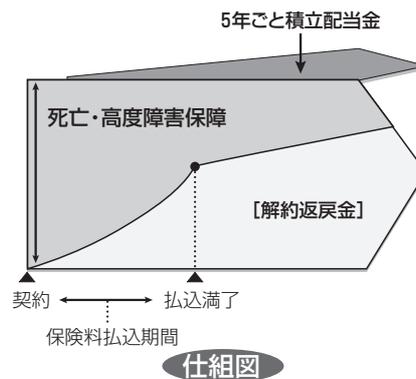
被保険者の方が心神喪失状態にあるなど、入院給付金や高度障害保険金等をご自身で請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定いただいた指定代理請求人(配偶者など所定の範囲の方)が被保険者に代わって保険金等を請求することができる特約です。

この特約を付加することで、被保険者の方が保険金等の請求手続きが困難な場合であっても、指定代理請求人の方が代わって保険金等の請求を行うことが可能となりました。

Ⅲ－8 保険商品一覧

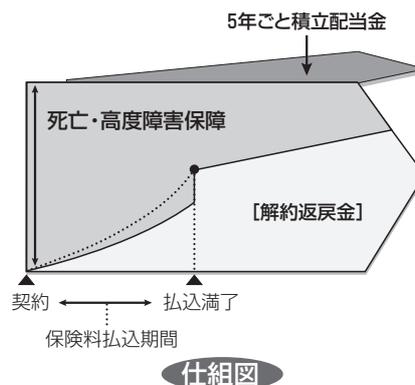
(1) 個人向け商品 [主契約]

◆終身保険（5年ごと利差配当付終身保険）



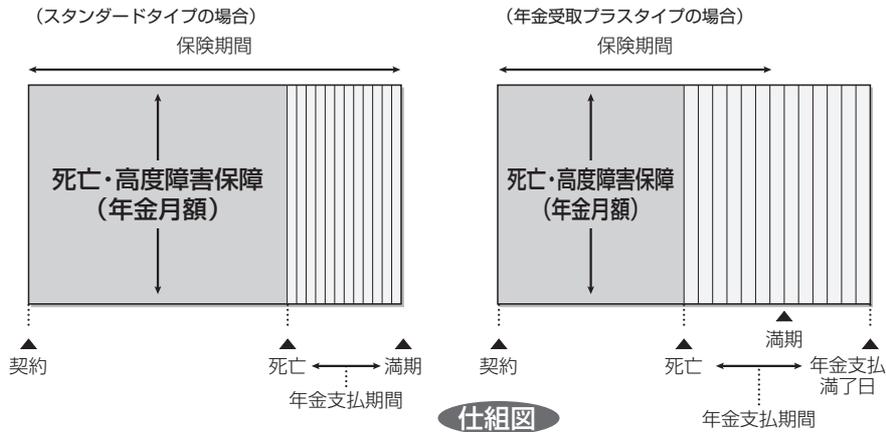
- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。
- 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。

◆なっ得終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）



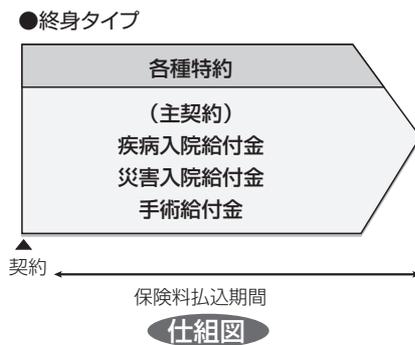
- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金の70%になっているため、そのぶん保険料は割安です。
- 低解約返戻金期間後の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金と同額になるため、長期にわたってご契約を継続する場合は終身保険より有利となります。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。
- 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。

◆新収入保障保険（無解約返戻金型収入保障保険 無配当）



- 万一の際、ご家族に生活保障資金をお支払いします。
- 保険金は年金として毎月お支払いしますので、残されたご家族は保険期間満了（スタンダードタイプ）または年金支払期間満了（年金受取プラスタイプ）までの間、確実な収入が保障されます。
- 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。
- 保険料払込免除特約を付加することにより、所定の3大疾病、所定の要介護状態または所定の身体障害状態に該当したときに、以後の保険料払込みが不要となります。
- 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。

◆終身医療 1・2・3（医療保険 無配当）



- 病気・ケガにより入院をされたとき、あるいは所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。
- 2日以上継続して入院されたとき、1日目から給付金をお支払いします。
- 1入院の支払限度は、60日、120日または1,095日のいずれかから選択できます。通算の支払限度は1,095日です。
- 「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。
- 各種特約により、保障をさらに充実させることができます。

その他の個人向け商品（主契約）一覧

販売名称	特長	仕組図
<p>積立型終身保険 (5年ごと 利差配当付 積立型終身保険)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中は死亡保障は低くなりますが、そのぶん割安な保険料で一生涯保障します。 保険料払込期間中の保障内容が違うA型・B型より選べます。 A型…契約時より基本保険金額と同額の災害による死亡保障が得られます。 B型…保険料払込期間中は災害による死亡保障も低くなりますが、A型に比べて保険料が割安です。 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。 	
<p>誰でも終身 (健康祝金付 低解約返戻金型 終身保険 (無選択型) 無配当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満50歳～80歳までの方なら、健康状態にかかわらずご契約いただけ、一生涯の保障を確保できます。 ご契約から5年ごとに基本保険金額の10%の健康祝金を、一生涯にわたってお支払いします。 不慮の事故または所定の感染症によって死亡された場合は、基本保険金額の4倍の災害死亡保険金をお支払いします。 ご契約から2年以内に死亡された場合は、既払込保険料相当額の死亡給付金を、2年経過後に死亡された場合には、経過期間に応じた金額の死亡保険金をお支払いします。 	
<p>定期保険 無配当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 無配当で満期保険金のない掛け捨ての保険であるため、割安な保険料で大きな保障が得られます。 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。 	

販売名称	特 長	仕 組 図
低解約返戻金型 定期保険 無配当	<ul style="list-style-type: none"> ・無配当で満期保険金のない掛け捨て型の保険で、さらに低解約返戻金期間中の解約返戻金の水準を「定期保険」の70%に抑え、低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は通常の方法で計算した解約返戻金となりますので、割安な保険料で、一定の期間大きな保障が得られます。（長期にわたってご契約を継続される方は、「定期保険」よりも有利になります。） ・各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることができます。 ・区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安となります。 	
無解約返戻金型 定期保険 無配当	<ul style="list-style-type: none"> ・無配当で満期保険金のない掛け捨て型の保険で、さらに保険期間を通じて解約返戻金を無くしましたので、長期にわたってご契約を継続される方にとって「定期保険」より割安な保険料で、一定の期間大きな保障が得られます。 ・各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることができます。 ・区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安となります。 	
養老保険 (5年ごと 利差配当付 養老保険・ 養老保険 無配当)	<ul style="list-style-type: none"> ・保障と資金の準備をかねそなえた保険です。 ・満期のときも死亡（高度障害）のときも同額の保険金をお支払いします。 ・各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 ・当社の養老保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。 	<p>(5年ごと利差配当付の場合)</p>

販売名称	特長	仕組図
<p>5年ごと 利差配当付 個人年金保険 (確定年金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 老後の生活の安定を確保する保険です。 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 年金の支払期間は、5年、10年、15年から選択することができます。 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 年金支払期間中の年金は一括受取りもできます。 年金支払期間が10年以上である場合など、一定の条件を満たすと契約の場合、個人年金保険料控除を受けることができます。 (個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です)。 	<p>(10年確定年金の場合)</p>
<p>5年ごと 利差配当付 個人年金保険 (終身年金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 老後の生活の安定を確保する保険です。 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 年金支払開始日以後、被保険者が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお支払いします。 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 保証期間中の年金は一括受取りもできます。 一定の条件を満たすと契約の場合、個人年金保険料控除を受けることができます。 (個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です)。 	<p>(10年保証期間付終身年金の場合) (〈定額型〉)</p>
<p>5年ごと 利差配当付 こども保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> お子さまの教育資金などの準備に適した保険です。 被保険者(お子さま)が所定の年齢になられたとき祝金をお支払いします。 契約者が死亡、または所定の高度障害状態となった場合、養育年金(基準祝金の50%相当額)を保険期間満了まで毎年お支払いします。この場合、その後の保険料払込は免除されます。 被保険者が災害や所定の感染症により死亡した場合は災害死亡保険金、所定の感染症以外の病気で死亡したときは死亡給付金をお支払いします。 保険料払込期間終了後(被保険者年齢18歳まで)も、保険期間が満了(22歳)するまでは、養育年金、死亡給付金、災害死亡保険金の保障が継続します。 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合、契約者配当金をお支払いします。 こども医療特約を付加することにより、お子さまのケガや病気での入院や手術に備えることが可能です。 	<p>(0歳加入の場合)</p>
<p>がん保険 無配当</p>	<ul style="list-style-type: none"> がんによる入院をされたとき、あるいはがんと原因とする所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。 1入院についての支払限度はありません。 「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。 各種特約により、保障をさらに充実させることができます。 	<p>●終身タイプ</p>

(2) 個人向け商品【特約】

特約名	お支払いする場合	お支払いする保険金
平準定期保険特約	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)
逓減定期保険特約	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金(注1) (特約高度障害保険金(注1))
特定疾病保障定期保険特約	悪性新生物と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき	特約特定疾病保険金
	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)
新災害割増特約	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に死亡または所定の高度障害状態になられたとき 所定の感染症で死亡または所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
新傷害特約	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に死亡されたとき、または所定の感染症で死亡されたとき	災害死亡保険金
	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に所定の身体障害状態になられたとき	障害給付金(災害死亡保険金額の10%～100%)
新災害入院特約	不慮の事故による傷害の治療を目的として、180日以内に入院をされたとき	入院給付金(注2・3)
新疾病入院特約	疾病により入院されたとき	入院給付金(注2・3)
	疾病または傷害により所定の手術を受けられたとき	手術給付金(注4)
新災害退院後療養特約	新災害入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたとき	災害療養給付金 (基本災害療養給付金額の10倍)
新疾病退院後療養特約	新疾病入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたとき	疾病療養給付金 (基本疾病療養給付金額の10倍)
新成人病保障特約	所定の成人病により入院されたとき	入院給付金(注2・3)
新女性医療特約	所定の特定疾病により入院されたとき	入院給付金(注2・3)
こども医療特約	不慮の事故による傷害の治療を目的として、180日以内に入院を開始し、継続して5日以上入院されたとき	災害入院給付金(注5・6)
	疾病により継続して5日以上入院されたとき	疾病入院給付金(注5・6)
	疾病または傷害により所定の手術を受けられたとき	手術給付金(注4)
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき	特定状態保険金(注7)

(注1) お支払いする保険金は、毎年通減します。

(注2) 入院給付金は、入院日数が4日未満の場合には、4日分をお支払いします。

(注3) 1入院についての支払限度は、型に応じて120日、360日または1,095日のいずれかとなります。通算限度は1,095日となります。

(注4) 手術の種類により、入院給付金金額の10倍・20倍・40倍のいずれかとなります。

(注5) 入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。(入院開始日以後4日間はお支払いの対象になりません。)

(注6) 1入院についての支払限度は120日、通算限度は730日となります。

(注7) 指定保険金額は死亡保険金額の範囲内で3,000万円を上限とします。

特約名	内 容
区分料率適用特約	「喫煙状況」または「血圧・体格(BMI※)」が所定の基準を満たした場合かつ、当社の定める保険契約の引受基準に適合した場合には、割安な保険料率を適用できます。この区分料率適用特約は3区分の料率体系(①非喫煙者優良体料率②非喫煙者標準体料率③喫煙者優良体料率)を持ち、定期保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型収入保障保険、平準定期保険特約、逓減定期保険特約に付加することができます。 ※ BMI (ボディ・マス・インデックス) BMIは身長と体重のバランスを判定する指数として広く使われており、つぎの算式で計算されます。 $BMI = \text{体重 (キログラム)} \div \{ \text{身長 (メートル)} \}^2$
保険料払込免除特約	以下のいずれかの事由に該当したとき、その後の保険料の払込を免除します。 ・悪性新生物と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき ・傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき ・傷害または疾病により所定の身体障害状態に該当したとき この特約は、無解約返戻金型収入保障保険に付加することができます。

【医療保険・がん保険用の特約】

特約名	お支払いする場合	お支払いする保険金
終身保険特約 (医療保険・がん保険)	主たる被保険者が死亡されたとき	特約死亡保険金
	主たる被保険者が所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金
定期保険特約 (医療保険・がん保険)	主たる被保険者が死亡されたとき	特約死亡保険金
	主たる被保険者が高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金
がん死亡・高度障害終身保障特約	主たる被保険者ががんにより死亡されたとき	特約がん死亡保険金
	主たる被保険者ががんにより高度障害状態になられたとき	特約がん高度障害保険金
退院後療養特約(医療保険)	主契約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院後、生存して退院されたとき	退院療養給付金 (基本退院療養給付金額の10倍)
成人病保障特約(医療保険)	所定の成人病により継続して2日以上入院されたとき	入院給付金
女性医療特約(医療保険)	所定の特定疾病により継続して2日以上入院されたとき	入院給付金
特定疾病診断給付金特約 (医療保険)	悪性新生物と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当されたとき	特定疾病診断給付金
無事故給付金特約(医療保険)	特約保険期間満了時に生存し、特約保険期間中に入院給付金または手術給付金を支払われなかったとき	無事故給付金
がん退院後療養特約	がんにより継続して20日以上入院後、生存して退院されたとき	がん退院療養給付金 (基本がん退院療養給付金額の10倍)
がん診断給付金特約	責任開始期以後がんと診断確定され入院を開始したとき	がん診断給付金

(3) 指定代理請求人特約について

指定代理請求人特約は、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者が本人に代わって指定代理請求人が保険金等を請求いただける特約です。

(4) 企業・団体向け商品

商品名	仕組と特長
総合福祉団体定期保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や団体等が定める弔慰金規程等に基づく、役職員・ご遺族の方への支給財源の確保ができます。 ・ 少ないご負担で保障が得られ、保険料は税法上損金計上が可能です。
団体定期保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や団体等が制度を導入し、所属員（役員・従業員等）の方の保険料負担により、在職・在任中の死亡保障を実現しようとするものです。 ・ 少ないご負担で大きな保障が得られ、保険料や保険金等が税法上優遇されます。
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種信用制度を利用する債務者の死亡に対する保障をする掛け捨て保険です。 ・ 債務額の完済まで債務残高に応じて保険金額が逡減します。
医療保障保険(団体型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的医療保険制度の補完を目的とした保険です。 ・ 入院費や入院中の治療費を重点的に保障します。

Ⅲ-9 情報システムに関する状況

当社は、生命保険会社として、信頼性が高く、高品質のシステムを効率良く運営することを目標に掲げ、システムの整備と安定したサービスの提供に取り組んでいます。

■2007年度の主な取組み内容

- (1) ホームページにお問い合わせ、ご意見・ご相談窓口を新設し、「お客様の声」をお聴きする機会を増やしました。
- (2) お客様への適切な支払請求のご案内や支払漏れ防止に向けたシステムサポートをさらに強化するため、保険金・給付金システムの整備を進めています。
- (3) インターネット技術を活用した保険設計から申込書作成まで、お客様のご意向を確認しながらご提案できる代理店システムの機能充実を進めました。さらに、異動請求書作成など契約保全関連の機能を順次追加する予定です。
- (4) 大規模災害等に際し、お客様サービスが滞らないよう、事業継続計画で使用するシステムの再構築を図りました。
- (5) 保険料入金状況の早期把握を可能とする経理システムの改善を行いました。
- (6) 低解返終身保険の規定改定、新収入保障保険の商品性向上等の商品対応を行いました。
- (7) 業務プロセス改革の一環として、イメージ処理を活用したワークフローシステムの導入、インターネットを活用したご契約者向けサービスの拡大を進めています。

Ⅲ-10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

p.45 Ⅲ-10 社会貢献活動をご参照下さい。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経 常 収 益	69,216	76,550	82,333	86,258	92,229
経 常 利 益	1,263	896	1,104	1,413	1,275
基 礎 利 益	1,461	84	1,479	1,885	464
当 期 純 利 益	25	189	63	31	0
資 本 金 の 額 (発行済株式の総数)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)
総 資 産	187,534	228,698	291,286	313,004	355,015
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	152,104	193,774	236,578	277,556	320,332
貸 付 金 残 高	4,584	5,733	7,203	8,680	10,676
有 価 証 券 残 高	154,097	182,894	236,492	251,883	287,895
ソルベンシー・マージン比率	2,679.2%	2,970.8%	2,800.4%	2,783.0%	2,914.3%
従 業 員 数	230名	249名	278名	367名	418名
保 有 契 約 高	3,451,709	3,781,051	4,131,057	4,615,453	4,861,617
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V. 財産の状況

V-1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成18年度 (平成19年3月31日現在)		平成19年度 (平成20年3月31日現在)	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(資産の部)			%		%
現 金 及 び 預 貯 金		11,240	3.6	9,948	2.8
現 金		0		0	
預 貯 金		11,240		9,947	
金 銭 の 信 託		33,461	10.6	37,087	10.5
有 価 証 券		251,883	80.5	287,895	81.1
国 債		168,857		186,759	
地 方 債		17,456		26,008	
社 債		53,407		67,608	
株 式		11,165		6,542	
外 国 証 券		996		977	
貸 付 金		8,680	2.8	10,676	3.0
保 険 約 款 貸 付		8,680		10,676	
有 形 固 定 資 産		175	0.1	134	0.0
建 物		12		13	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		163		121	
無 形 固 定 資 産		1	0.0	1	0.0
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		1		1	
代 理 店 貸		17	0.0	17	0.0
再 保 険 貸		46	0.0	123	0.0
そ の 他 資 産		7,497	2.4	7,966	2.3
未 収 金		6,091		6,253	
前 払 費 用		10		13	
未 収 収 益		1,308		1,496	
預 託 金		41		66	
仮 払 金		45		135	
繰 延 税 金 資 産		—	—	1,167	0.3
貸 倒 引 当 金		△ 0	△ 0.0	△ 3	△ 0.0
資 産 の 部 合 計		313,004	100.0	355,015	100.0

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)		平成19年度 (平成20年3月31日現在)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(負債の部)		%		%
保 険 契 約 準 備 金	281,428	90.0	324,722	91.5
支 払 備 金	2,462		2,883	
責 任 準 備 金	277,556		320,332	
契 約 者 配 当 準 備 金	1,408		1,506	
代 理 店 借	664	0.2	707	0.2
再 保 険 借	97	0.0	99	0.0
そ の 他 負 債	2,447	0.8	1,938	0.6
未 払 法 人 税 等	847		552	
未 払 金	1		0	
未 払 費 用	1,290		1,046	
預 り 金	24		17	
仮 受 金	282		321	
役 員 賞 与 引 当 金	13	0.0	5	0.0
退 職 給 付 引 当 金	119	0.0	163	0.0
特 別 法 上 の 準 備 金	320	0.1	387	0.1
価 格 変 動 準 備 金	320		387	
繰 延 税 金 負 債	232	0.1	—	—
負債の部合計	285,323	91.2	328,024	92.4
(純資産の部)				
資 本 金	20,000	6.4	20,000	5.6
利 益 剰 余 金	1,631	0.5	1,631	0.5
利 益 準 備 金	4		4	
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,627		1,627	
繰 越 利 益 剰 余 金	1,627		1,627	
株 主 資 本 合 計	21,631	6.9	21,631	6.1
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,050	1.9	5,359	1.5
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,050	1.9	5,359	1.5
純資産の部合計	27,681	8.8	26,990	7.6
負債及び純資産の部合計	313,004	100.0	355,015	100.0

貸借対照表の注記事項

平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
<p>1. 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、3月末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっております。</p> <p>3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り計上しております。</p> <p>すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>4. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式または平準純保険料式により計算しております。なお、5年チルメル式により計算された金額を上回る積立として、15,712百万円を計上しております。</p> <p>10. 当年度より「監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」の改正について」(平成19年4月13日日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)を早期適用しております。これに伴い、平成17年6月に廃止した役員退職慰労金制度に基づく制度廃止時点までの役員の退職慰労金支給相当額を未払費用として計上しております。なお、この変更により退職給付引当金は従来の方法に比べて13百万円減少しております。</p>	<p>1. 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>(2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は1,523百万円、時価は1,530百万円であります。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下の通りであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払終身保険の責任準備金」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、3月末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <p>(1) 平成19年3月31日以前に取得したものは定率法によっております。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降に取得したものは定率法によっております。</p> <p>3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り計上しております。</p> <p>すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>4. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式または平準純保険料式により計算しております。なお、5年チルメル式により計算された金額を上回る積立として、18,810百万円を計上しております。</p>

平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)																				
<p>11. 当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、27,681百万円であります。</p> <p>なお、当年度における貸借対照表の純資産の部については、保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>12. 当年度から会社計算規則の施行および保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 従来「不動産及び動産」と掲記されていたものを「有形固定資産」、「動産」と掲記されていたものを「その他の有形固定資産」として表示しております。</p> <p>(2) 前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は1百万円であります。</p> <p>(3) 従来の「価格変動準備金」を「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。</p> <p>(4) 従来の「株式等評価差額金」を「その他有価証券評価差額金」として表示しております。</p> <p>13. 有形固定資産の減価償却累計額は224百万円であります。</p> <p>14. 関係会社に対する金銭債権の総額は6百万円、金銭債務の総額は130百万円であります。</p> <p>15. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として営業用車両等があります。</p> <p>16. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="343 1108 885 1243"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>1,191百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>957百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>1,173百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>1,408百万円</td> </tr> </table> <p>17. 担保に供している資産の額は有価証券329百万円であります。</p> <p>18. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」という。)の金額は88百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」という。)の金額は78百万円であります。</p> <p>19. 1株当たりの純資産額は、55,363円40銭であります。</p> <p>算定上の基礎である「普通株式に係る当年度末の純資産額」は27,681百万円、当年度末の普通株式の発行済株式数は500千株であります。</p> <p>20. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は19百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>21. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は774百万円あります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>22. 繰延税金資産の総額は3,215百万円、繰延税金負債の総額は3,433百万円あります。</p> <p>なお、評価性引当額として14百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。</p> <p>繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳は、無形固定資産1,813百万円、保険契約準備金898百万円あります。</p> <p>繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。</p> <p>当年度における法定実効税率は36.2%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は82.4%であります。</p> <p>その差異の主な内訳は、住民税均等割等29.6%、交際費等の永久に損金に算入されない項目16.6%であります。</p> <p>23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	前年度末現在高	1,191百万円	当年度契約者配当金支払額	957百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,173百万円	当年度末現在高	1,408百万円	<p>10. 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は273百万円あります。</p> <p>12. 関係会社に対する金銭債権の総額は1百万円、金銭債務の総額は93百万円あります。</p> <p>13. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として営業用車両等があります。</p> <p>14. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="928 1108 1471 1243"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>1,408百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>1,051百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>1,148百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>1,506百万円</td> </tr> </table> <p>15. 担保に供している資産の額は有価証券215百万円あります。</p> <p>16. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」という。)の金額は83百万円あります。</p> <p>17. 1株当たりの純資産額は、53,981円88銭であります。</p> <p>算定上の基礎である「普通株式に係る当年度末の純資産額」は26,990百万円、当年度末の普通株式の発行済株式数は500千株あります。</p> <p>18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は861百万円あります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>19. 繰延税金資産の総額は4,222百万円、繰延税金負債の総額は3,040百万円あります。</p> <p>なお、評価性引当額として14百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。</p> <p>繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳は、無形固定資産1,854百万円、保険契約準備金1,817百万円あります。</p> <p>繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。</p> <p>当年度における法定実効税率は36.2%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は98.7%であります。</p> <p>その差異の主な内訳は、交際費等の永久に損金に算入されない項目37.6%、住民税均等割等24.8%であります。</p> <p>20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	前年度末現在高	1,408百万円	当年度契約者配当金支払額	1,051百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,148百万円	当年度末現在高	1,506百万円
前年度末現在高	1,191百万円																				
当年度契約者配当金支払額	957百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	1,173百万円																				
当年度末現在高	1,408百万円																				
前年度末現在高	1,408百万円																				
当年度契約者配当金支払額	1,051百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	1,148百万円																				
当年度末現在高	1,506百万円																				

V-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)		平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	
		金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経 常 収 益		86,258	100.0	92,229	100.0
保 険 料 等 収 入		79,796		83,424	
保 険 料		79,590		83,141	
再 保 険 収 入		206		283	
資 産 運 用 収 益		5,689		7,907	
利息及び配当金等収入		5,086		6,101	
有価証券利息・配当金		4,831		5,677	
貸付金利息		239		291	
その他利息配当金		15		132	
金銭の信託運用益		590		651	
有価証券売却益		12		1,154	
そ の 他 経 常 収 益		772		897	
年金特約取扱受入金		294		244	
保険金据置受入金		330		652	
支払備金戻入額		146		—	
その他の経常収益		0		0	
経 常 費 用		84,845	98.4	90,953	98.6
保 険 金 等 支 払 金		27,640		31,175	
保 険 金		7,644		9,080	
年 金		231		269	
給 付 金		2,148		2,868	
解 約 返 戻 金		17,058		18,231	
そ の 他 返 戻 金		115		250	
再 保 険 料		441		475	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		40,979		43,197	
支 払 備 金 繰 入 額		—		421	
責 任 準 備 金 繰 入 額		40,978		42,775	
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		0		0	
資 産 運 用 費 用		13		134	
支 払 利 息		13		122	
有 価 証 券 売 却 損		—		5	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		—		3	
そ の 他 運 用 費 用		0		2	
事 業 費 用		15,559		15,566	
そ の 他 経 常 費 用		652		880	
保 険 金 据 置 支 払 金		238		451	
税		294		302	
減 価 償 却 費		74		82	
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額		36		43	
そ の 他 の 経 常 費 用		9		1	
経 常 利 益		1,413	1.6	1,275	1.4
特 別 利 益		1	0.0	—	—
固 定 資 産 等 処 分 益		0		—	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		0		—	
特 別 損 失		60	0.1	69	0.1
固 定 資 産 等 処 分 損		1		2	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		59		66	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		1,173	1.4	1,148	1.2
税 引 前 当 期 純 利 益		179	0.2	57	0.1
法 人 税 及 び 住 民 税		1,056	1.2	1,063	1.2
法 人 税 等 調 整 額		△ 908	△ 1.1	△ 1,007	△ 1.1
当 期 純 利 益		31	0.0	0	0.0

損益計算書の注記事項

平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
<p>1. 当年度より「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。この変更により経常利益および税引前当期純利益は従来の方法に比べて13百万円減少しております。</p> <p>2. 当年度から会社計算規則の施行および保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 従来「不動産動産等処分益」および「不動産動産等処分損」と掲記されていたものを「固定資産等処分益」および「固定資産等処分損」として表示しております。</p> <p>(2) 損益計算書の末尾を当期純利益としております。</p> <p>3. 関係会社との取引による収益の総額は17百万円、費用の総額は974百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却益は国債11百万円および社債1百万円であります。</p> <p>5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は88百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は5百万円であります。</p> <p>6. 1株当たりの当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は63円21銭であります。 算定上の基礎である当期純利益および普通株式に係る当期純利益は31百万円、普通株式の期中平均株式数は500千株であります。</p> <p>7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は12百万円、費用の総額は968百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益は社債9百万円および株式1,144百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損は社債5百万円であります。</p> <p>4. 支払備金繰入額の計算上、保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」という。)として足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は88百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は5百万円であります。</p> <p>5. 1株当たりの当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は1円49銭であります。 算定上の基礎である当期純利益および普通株式に係る当期純利益は0百万円、普通株式の期中平均株式数は500千株であります。</p> <p>6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

V-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	179	57
減価償却費	74	82
支払備金の増加額	△ 146	421
責任準備金の増加額	40,978	42,775
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	1,173	1,148
貸倒引当金の増加額	△ 0	3
役員賞与引当金の増加額	13	△ 7
退職給付引当金の増加額	23	43
その他引当金の増加額	70	31
価格変動準備金の増加額	59	66
利息及び配当金等収入	△ 5,086	△ 6,101
有価証券関係損益	△ 603	△ 1,799
支払利息	13	122
有形固定資産関係損益	0	2
代理店貸の増加額	3	△ 0
再保険貸の増加額	131	△ 76
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△ 374	△ 280
代理店借の増加額	128	43
再保険借の増加額	△ 20	1
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	242	△ 244
役員賞与の支払額	△ 19	—
小 計	36,842	36,289
利息及び配当金等の受取額	5,679	6,684
利息の支払額	△ 13	△ 122
契約者配当金の支払額	△ 957	△ 1,051
法人税等の支払額	△ 262	△ 1,359
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,288	40,440
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△ 2,000	△ 3,000
有価証券の取得による支出	△ 35,008	△ 39,679
有価証券の売却・償還による収入	19,055	2,986
貸付けによる支出	△ 5,937	△ 7,387
貸付金の回収による収入	4,460	5,391
債券貸借取引受入担保金の純増加額	△ 19,461	—
有形固定資産の取得による支出	△ 137	△ 45
有形固定資産の売却による収入	10	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,018	△ 41,733
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	2,269	△ 1,292
VI 現金及び現金同等物期首残高	8,970	11,240
VII 現金及び現金同等物期末残高	11,240	9,948

キャッシュ・フロー計算書の注記事項

平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)								
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">11,240百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">11,240百万円</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。</p> <p>3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	11,240百万円	現金及び現金同等物	11,240百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">9,948百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">9,948百万円</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。</p> <p>3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	9,948百万円	現金及び現金同等物	9,948百万円
現金及び預貯金	11,240百万円								
現金及び現金同等物	11,240百万円								
現金及び預貯金	9,948百万円								
現金及び現金同等物	9,948百万円								

V-4 株主資本等変動計算書

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産合計
	資 本 金	利益剰余金			株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
前事業年度末残高	20,000	4	1,627	1,631	21,631	6,050	6,050	27,681
当事業年度変動額								
当期純利益	—	—	0	0	0	—	—	0
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	—	—	—	—	—	△ 691	△ 691	△ 691
当事業年度変動額合計	—	—	0	0	0	△ 691	△ 691	△ 690
当事業年度末残高	20,000	4	1,627	1,631	21,631	5,359	5,359	26,990

株主資本等変動計算書の注記事項

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

1. 発行済株式の種類および総数は次のとおりであります。

（単位：千株）

株式の種類	前年度末 株式数	増加数	減少数	当年度末 株式数
普通株式	500	—	—	500
合 計	500	—	—	500

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V-5 債務者区分による債権の状況

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末	平成19年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
小 計（対合計比）	—	—
正 常 債 権	8,788	10,812
合 計	8,788	10,812

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

V-6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

V-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

V-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成18年度末	平成19年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	55,474	58,581
資 本 金 等	21,631	21,631
価 格 変 動 準 備 金	320	387
危 険 準 備 金	3,855	4,190
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	8,535	7,559
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	23,263
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	21,131	1,548
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	3,986	4,020
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	3,126	2,673
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	196	203
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	2,097	1,877
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	108	107
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—
第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク 相 当 額 R_8	—	639
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,783.0%	2,914.3%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。なお、平成18年度末の「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は「その他」に含まれています）。
2. 平成19年度末より、「第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 」を含めて算出しています（平成18年度末については、従来の基準による数値を記載しています）。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	平成18年度末	平成19年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	309,229	351,164
負債の部に計上されるべき金額の合計額 を基礎として計算した金額 (2)	257,952	297,033
実質資産負債差額A (1)－(2)＝(3)	51,277	54,131
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	△ 3,774	△ 3,850
実質資産負債差額B (3)－(4)	55,052	57,981

- (注) 1. 「実質資産負債差額A」は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記「区分等を定める命令」第3条第3項に該当する場合の早期是正措置適用の際に使用される実質資産負債差額として参考表示しています。（保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-2-6）

V-9 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	151,532	147,757	△ 3,774	1,727	5,502
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	124,329	133,812	9,483	10,263	779
公 社 債	85,930	88,189	2,259	2,433	173
株 式	3,399	11,165	7,766	7,766	—
外 国 証 券	1,000	996	△ 3	—	3
公 社 債	1,000	996	△ 3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	34,000	33,461	△ 538	64	602
合 計	275,861	281,570	5,708	11,991	6,282
公 社 債	237,462	235,946	△ 1,515	4,160	5,676
株 式	3,399	11,165	7,766	7,766	—
外 国 証 券	1,000	996	△ 3	—	3
公 社 債	1,000	996	△ 3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	34,000	33,461	△ 538	64	602

(注) 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、34,000百万円、△538百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	177,924	174,067	△ 3,857	1,955	5,812
責任準備金対応債券	1,523	1,530	6	6	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	137,135	145,535	8,399	8,628	229
公 社 債	96,249	100,927	4,677	4,689	11
株 式	2,885	6,542	3,656	3,656	—
外 国 証 券	1,000	977	△ 22	—	22
公 社 債	1,000	977	△ 22	—	22
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	37,000	37,087	87	283	195
合 計	316,583	321,132	4,549	10,591	6,041
公 社 債	275,697	276,525	827	6,651	5,823
株 式	2,885	6,542	3,656	3,656	—
外 国 証 券	1,000	977	△ 22	—	22
公 社 債	1,000	977	△ 22	—	22
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	37,000	37,087	87	283	195

(注) 1. 本表には、CD(譲渡性預金)等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、37,000百万円、87百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益			貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
金銭の信託	33,461	33,461	—	—	—	37,087	37,087	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の金銭の信託	34,000	33,461	△ 538	64	602	37,000	37,087	87	283	195

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

V-10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成18年度	平成19年度
基礎利益 A	1,885	464
キャピタル収益	12	1,154
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	12	1,154
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	5
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	5
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	12	1,148
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	1,898	1,613
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	485	338
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	485	334
個別貸倒引当金繰入額	—	3
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 485	△ 338
経常利益 A+B+C	1,413	1,275

（注）金銭の信託運用益については、すべてインカム収益に該当する金額であるため、基礎利益に含めて記載しています。

V-11 利源別損益

〈参考〉

（単位：百万円）

	平成18年度	平成19年度
費差損益	△ 3,172	△ 2,682
死差損益	7,210	7,784
利差損益	779	1,097
3利源合計	4,817	6,200

基礎利益との相違は主として、標準責準に向けての積増し額3,098百万円（前年度は2,562百万円）です。

V-12 会計監査人の監査の状況

計算書類等（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書）については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受け、適法意見を得ております。

V-13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の取締役社長である篠崎義明は、平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表が適正に作成されたこと、および財務諸表の作成に係る内部監査が有効であることを平成20年5月30日付で以下のとおり確認しています。

財務諸表等の作成にあたり、業務分担及び責任部門が明確化されており、各責任部門において適切な業務体制が構築されております。

業務の実施部門から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行の適切性・有効性を検証しており、監査結果については経営者に対し適切に報告されております。

重要な経営情報については、取締役会及び経営会議において適切に付議・報告されております。以上を前提に、財務諸表等の作成過程において、以下の方法でその適正性を確認しております。

- 1.財務諸表等の原稿を作成した各部長は、その作成過程を点検した上で適正であることを確認するとともに、適正であると判断した根拠を示した適正性に関する内部確認書を提出しております。
- 2.財務諸表等の記載内容の適正性については、内部監査部門の監査を受け、重要な指摘事項がない旨の監査報告書の提出を受けております。
- 3.第1項及至第2項に係る書類を監査役会に提出し、監査役会から不実の記載がないものと認められる旨の意見書提出を受けております。
- 4.監査対象となる会計に関する部分については、会計監査人の監査を受け、記載内容に関し重要な指摘事項がないことを確認しております。
- 5.第1項及至第3項に係る書類を経営会議に提出した上で協議し、前項の監査を踏まえ、取締役会において財務諸表等が適正に作成されたこと及び財務諸表等の作成に係る内部監査が有効であることの確認決議をしております。

※本確認書は、2005年（平成17年）10月7日付金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」に基づくものであります。

VI. 業務の状況を示す指標等

VI-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

損益の状況につきましては、経常収益は保険料等収入834億円(対前年度比36億円増)、資産運用収益79億円(同22億円増)、その他経常収益8億円(同1億円増)となった結果、922億円(同59億円増)となりました。

一方、経常費用は保険金等支払金311億円(同35億円増)、責任準備金等繰入額431億円(同22億円増)、資産運用費用1.3億円(同1.2億円増)、事業費155億円(同7百万円増)、その他経常費用8億円(同2.2億円増)となりました。

この結果、経常利益は1,275百万円(同137百万円減)となり、特別損失69百万円(同8百万円増)、契約者配当準備金繰入額1,148百万円(同25百万円減)を加減算した結果、税引前当期純利益57百万円(同121百万円減)となりました。

さらに法人税及び住民税1,063百万円(同7百万円増)、法人税等調整額△1,007百万円を加減算した結果、当期純利益は0.7百万円(同30百万円減)となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円)

区 分	平成18年度末				平成19年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	421	107.1%	3,425,590	112.6%	454	107.9%	3,634,793	106.1%
個人年金保険	60	98.5	222,513	99.6	58	96.3	212,407	95.5
団体保険	—	—	967,350	111.9	—	—	1,014,416	104.9

(注) 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円)

区 分	平成18年度				平成19年度			
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	金額	新契約	転換による純増加
個人保険	66	849,745	849,745	—	67	606,733	606,733	—
個人年金保険	3	16,691	16,691	—	1	7,951	7,951	—
団体保険	—	65,368	65,368	—	—	43,882	43,882	—

(注) 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	48,765	105.7%	52,124	106.9%
個人年金保険	13,465	100.2	12,893	95.7
合 計	62,230	104.4	65,018	104.5
うち医療保障・生前給付保障等	9,766	105.2	10,719	109.8

新契約

(単位：百万円)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
個人保険	7,851	100.7%	8,282	105.5%
個人年金保険	1,079	70.9	477	44.3
合 計	8,931	95.8	8,760	98.1
うち医療保障・生前給付保障等	1,366	99.7	1,772	129.6

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)です。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病診断給付等)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 契 約 高	
			平成18年度末	平成19年度末
死 亡 保 障	普通死亡	個人保険	3,407,295	3,615,570
		個人年金保険	—	—
		団体保険	967,320	1,014,381
		その他共計	4,374,616	4,629,952
	災害死亡	個人保険	(424,740)	(428,515)
		個人年金保険	(235)	(224)
		団体保険	(17,672)	(23,876)
		その他共計	(442,648)	(452,616)
	その他の条件付死亡	個人保険	(1,281)	(2,447)
個人年金保険		(—)	(—)	
団体保険		(—)	(—)	
その他共計		(1,281)	(2,447)	
生 存 保 障	満期・生存給付	個人保険	18,294	19,222
		個人年金保険	221,294	210,861
		団体保険	—	—
		その他共計	239,589	230,083
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(34,659)	(33,054)
		団体保険	(3)	(3)
		その他共計	(34,662)	(33,058)
	その他	個人保険	—	—
個人年金保険		1,218	1,546	
団体保険		29	35	
その他共計		1,248	1,581	
入 院 保 障	災害入院	個人保険	(901)	(973)
		個人年金保険	(2)	(2)
		団体保険	(39)	(46)
		その他共計	(949)	(1,028)
	疾病入院	個人保険	(942)	(1,012)
		個人年金保険	(2)	(2)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(950)	(1,022)
	その他の条件付入院	個人保険	(1,748)	(2,001)
個人年金保険		(1)	(1)	
団体保険		(—)	(—)	
その他共計		(1,749)	(2,003)	

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成18年度末	平成19年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	(34,543)	(35,987)
	個人年金保険	(37)	(36)
	団 体 保 険	(28,338)	(32,219)
	そ の 他 共 計	(62,918)	(68,242)
手 術 保 障	個 人 保 険	(220,221)	(241,023)
	個人年金保険	(522)	(485)
	団 体 保 険	(—)	(—)
	そ の 他 共 計	(220,743)	(241,508)

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 契 約 高	
		平成18年度末	平成19年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	689,261	729,826
	定期付終身保険	—	—
	定 期 保 険	2,185,344	2,394,582
	そ の 他 共 計	3,367,236	3,577,047
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	36,169	34,911
	こども保険	18,294	19,222
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	1,036	993
	そ の 他 共 計	58,354	57,745
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	222,513	212,407
災 害・疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	213,471	215,462
	傷 害 特 約	157,754	160,756
	災 害 入 院 特 約	597	629
	疾 病 入 院 特 約	637	668
	成 人 病 保 障 特 約	132	147
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	114	132

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

3. 成人病保障特約には成人病入院特約を含みます。

(6) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	393,264	3,042,971	421,298	3,425,590
新 契 約	66,318	849,745	67,992	606,733
更 新	1,605	11,805	1,838	14,378
復 活	3,953	41,258	3,866	41,778
保 険 金 額 の 増 加	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	1	2,233	13	2,393
死 亡	941	5,366	1,024	5,544
満 期	2,407	16,622	2,945	19,495
保 険 金 額 の 減 少	—	12,937	—	10,656
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	29,771	339,727	26,628	262,657
失 効	10,544	105,992	9,724	103,376
その他の異動による減少	180	41,776	214	54,349
年 末 現 在	421,298	3,425,590	454,472	3,634,793
(増 加 率)	(7.1%)	(12.6%)	(7.9%)	(6.1%)
純 増 加	28,034	382,618	33,174	209,202
(増 加 率)	(△ 22.1%)	(10.9%)	(18.3%)	(△ 45.3%)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

② 個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	61,610	223,507	60,706	222,513
新 契 約	3,611	16,691	1,900	7,951
復 活	14	54	6	53
金 額 の 増 加	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	127	1,527	141	1,517
死 亡	105	269	99	316
支 払 満 了	40	1,010	41	936
金 額 の 減 少	—	1,230	—	496
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	4,321	15,083	3,950	16,344
失 効	106	1,191	81	949
その他の異動による減少	84	483	101	585
年 末 現 在	60,706	222,513	58,481	212,407
(増 加 率)	(△ 1.5%)	(△ 0.4%)	(△ 3.7%)	(△ 4.5%)
純 増 加	△ 904	△ 994	△ 2,225	△ 10,105
(増 加 率)	(△ 217.9%)	(△ 114.7%)	(—)	(—)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	7,372,820	864,577	7,213,793	967,350
新 契 約	47,836	65,368	23,744	43,882
更 新	7,401,292	960,238	7,188,016	1,005,173
中 途 加 入	450,982	116,789	322,691	97,350
保 険 金 額 の 増 加	—	2,962	—	2,591
その他の異動による増加	8,986	18,094	246	146
死 亡	20,004	1,622	18,553	1,709
満 期	7,404,275	924,516	7,193,994	975,470
脱 退	629,823	91,791	530,221	85,299
保 険 金 額 の 減 少	—	31,250	—	32,888
解 約	4,488	8,587	3,922	5,835
失 効	89	415	265	3,190
その他の異動による減少	9,444	2,496	905	718
年 末 現 在	7,213,793	967,350	7,000,878	1,014,416
(増 加 率)	(△ 2.2%)	(11.9%)	(△ 3.0%)	(4.9%)
純 増 加	△ 159,027	102,772	△ 212,915	47,066
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(△ 54.2%)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

① 5年ごと利差配当付 個人保険および個人年金保険

配当基準利回りは次のとおりです。

		平成18年度	平成19年度
個 人 保 険	下 記 以 外	1.75%	1.75%
	一時払終身保険(注)	1.45%	1.55%
個 人 年 金 保 険		1.65%	1.65%

(注) 平成17年12月1日以降の契約

責任準備金等の運用益が予定した運用益を上回る運用成果となった場合に、契約者配当準備金を積み立て、下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。平成19年度は、上記の配当基準利回り、および、予定利率に基づき契約者配当準備金を算出しました。

なお、この契約者配当準備金は契約者配当金として確定したのではなく、今後の運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険

団体の規模、保険金支払実績等に応じて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

Ⅵ-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	平成18年度	平成19年度
個 人 保 険	12.6%	6.1%
個 人 年 金 保 険	△ 0.6	△ 4.7
団 体 保 険	11.9	4.9

(注) 個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度
新契約平均保険金	12,813	8,923
保有契約平均保険金	8,131	7,997

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	平成18年度	平成19年度
個 人 保 険	27.9%	17.7%
個 人 年 金 保 険	7.5	3.6
団 体 保 険	7.6	4.5

(注) 個人年金保険の分母（年度始の契約高）は年金支払開始前契約です。

(4) 解約失効率（対年度始）

区 分	平成18年度	平成19年度
個 人 保 険	13.7%	9.8%
個 人 年 金 保 険	7.8	8.0
団 体 保 険	4.3	3.8

(注) 1. 解約失効率は、契約高の減額又は増額及び契約復活高により解約・失効高を修正して算出した率を表します。

2. 個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

平成18年度	平成19年度
10,963	10,743

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件数率		金額率	
平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
2.31‰	2.34‰	1.66‰	1.57‰

(7) 特約発生率（個人保険）

区 分		平成18年度	平成19年度
災害死亡保障契約	件 数	0.29‰	0.17‰
	金 額	0.36‰	0.12‰
障害保障契約	件 数	0.21	0.37
	金 額	0.04	0.05
災害入院保障契約	件 数	4.68	4.90
	金 額	128.51	142.51
疾病入院保障契約	件 数	34.34	35.44
	金 額	664.29	638.51
成人病入院保障契約	件 数	8.02	9.45
	金 額	224.82	231.13
疾病・傷害手術保障契約	件 数	25.02	28.76
成人病手術保障契約	件 数	9.64	9.30

(8) 事業費率（対収入保険料）

平成18年度	平成19年度
19.5%	18.7%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成18年度	平成19年度
5社	5社

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成18年度	平成19年度
100%	100%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成18年度	平成19年度
AAA	33.5%	21.6%
AA+	—	—
AA	—	7.1%
AA-	32.5%	31.4%
A+	34.0%	39.9%
A	—	—
A-	—	—
計	100.0%	100.0%

(注) 格付はS&P社によるものに基づいております。

(12) 未収受再保険金の額

(単位：百万円)

平成18年度	平成19年度
87	—

上記は支払備金のみ。再保険金の未精算は平成18年度なし、平成19年度は17百万円。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	平成18年度	平成19年度
第三分野発生率	29.1%	32.2%
医療(疾病)	26.7%	29.0%
がん	44.2%	53.9%
介護	—	—
その他	32.2%	26.8%

(注) 上表の割合は「①発生保険金額÷②経過保険料」で算出しています。

①発生保険金額は、「保険金、給付金等の支払額+支払備金の繰入額(既発生未報告分に係る支払備金を除く)+保険金、給付金等の支払いに係る事業費等」の算出により集計したものです。

②経過保険料は、貯蓄保険料を除いて該当する事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額を集計したものです。

VI-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	1,437	1,218
	災 害 保 険 金	18	11
	高 度 障 害 保 険 金	50	62
	満 期 保 険 金	12	106
	そ の 他	3	—
	小 計	1,521	1,399
年 金		2	0
給 付 金		343	381
解 約 返 戻 金		590	751
保 険 金 据 置 支 払 金		0	0
そ の 他 共 計		2,462	2,883

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	230,792	263,372
	個 人 年 金 保 険	42,832	52,672
	団 体 保 険	74	93
	そ の 他	1	1
	小 計	273,701	316,141
危 険 準 備 金		3,855	4,190
合 計		277,556	320,332

(注) 上表の数値はすべて一般勘定のものです。

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	平成19年度末 合計
残 高	302,938	13,203	4,190	320,332

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成18年度末	平成19年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	5年チルメル式 ただし、一部の契約は平準純保険料式	5年チルメル式 ただし、一部の契約は平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	5年チルメル式 ただし、一部の契約は平準純保険料式	5年チルメル式 ただし、一部の契約は平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		98.8%	99.6%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	121,440 百万円	1.65%～3.10%
2001年度～2005年度	165,824	1.00%～1.75%
2006年度	17,703	1.25%～1.75%
2007年度	11,076	1.35%～1.75%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
 2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険	合 計
平成18年度	前年度末現在	48	12	1,131	0	1,191
	利息による増加	0	0	—	—	0
	配当金支払による減少	3	0	952	0	957
	当年度繰入額	23	△0	1,142	8	1,173
	当年度末現在	68 (31)	11 (4)	1,320 (—)	8 (—)	1,408 (35)
平成19年度	前年度末現在	68	11	1,320	8	1,408
	利息による増加	0	0	—	—	0
	配当金支払による減少	3	0	1,039	7	1,051
	当年度繰入額	38	0	1,099	10	1,148
	当年度末現在	104 (42)	10 (7)	1,380 (—)	10 (—)	1,506 (49)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	貸借対照表の注記に記載したとおりです。
	個別貸倒引当金	0	3	3	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
	計	0	3	3	
役員賞与引当金	13	5	△7		
価格変動準備金	320	387	66		

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		20,000	—	—	20,000	
うち 既発行株式	普通株式	(500,000株)	(— 株)	(— 株)	(500,000株)	
		20,000	—	—	20,000	
	計	20,000	—	—	20,000	
資本剰余金	資本準備金	—	—	—	—	
	その他資本剰余金	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	62,452	66,441
(うち一時払)	(3,640)	(3,105)
(うち年払)	(12,913)	(14,647)
(うち半年払)	(264)	(256)
(うち月払)	(45,634)	(48,431)
個人年金保険	13,577	12,967
(うち一時払)	(—)	(—)
(うち年払)	(1,208)	(910)
(うち半年払)	(36)	(35)
(うち月払)	(12,332)	(12,021)
団体保険	3,534	3,703
その他 共 計	79,590	83,141

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度合計	平成19年度合計				
			個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
死亡保険金	6,447	6,534	4,690	—	1,844	0
災害保険金	132	85	79	—	5	—
高度障害保険金	282	717	590	—	126	—
満期保険金	713	1,655	1,655	—	—	—
そ の 他	69	88	87	—	0	—
合 計	7,644	9,080	7,104	—	1,976	0

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

平成18年度合計	平成19年度合計				
		個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
231	269	81	184	3	—

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度合計	平成19年度合計				
			個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
死亡給付金	64	102	—	102	—	—
入院給付金	909	1,014	1,009	1	1	1
手術給付金	512	646	645	0	—	—
障害給付金	6	8	8	—	0	—
生存給付金	459	821	821	—	—	—
そ の 他	197	275	274	0	—	0
合 計	2,148	2,868	2,760	104	1	1

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

平成18年度合計	平成19年度合計				
		個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
17,058	18,231	15,344	2,886	—	—

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	408	82	273	134	67.0%
建 物	17	2	4	13	25.8
その他の有形固定資産	391	80	269	121	68.8
無形固定資産	1	—	—	1	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	410	82	273	136	66.7

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
営業活動費	5,660	5,605
営業管理費	106	94
一般管理費	9,792	9,865
合 計	15,559	15,566

(注) 一般管理費に含まれる、保険業法第265条の33の規定に基づく当社の負担金は以下のとおりです。

・生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する負担金

平成18年度39百万円、平成19年度22百万円

・保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金

平成18年度77百万円、平成19年度86百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国 税	30	25
消 費 税	5	2
印 紙 税	24	23
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	263	276
地 方 消 費 税	1	0
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	253	264
固 定 資 産 税	1	1
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	7	8
そ の 他 の 地 方 税	0	0
合 計	294	302

(18) リース取引

リース取引については、リース契約1件あたりの金額が300万円未満のため、記載を省略しています。

Ⅵ-4 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

① 平成19年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成19年度のわが国経済は、輸出の増加や個人消費が底堅く推移したことから年度前半においておおむね緩やかに拡大しましたが、エネルギー・原材料価格の高騰や米国経済の減速懸念等から年度後半以降景況感が悪化し、景気の先行きが不透明になりました。

このような経済情勢の下、日経平均株価は、6月に18,000円台を回復しましたが、夏場以降、米国のサブプライム問題が深刻度を増し、実態経済面への波及が懸念されるなかリスク資産圧縮の動きが進み、3月には一時12,000円を割り込み、3月末は12,525円となりました。

長期金利（10年国債利回り）は、日銀の金融引締時期をめぐり6月には2.0%目前まで上昇しましたが、米国が信用収縮に対して積極的な金融政策を続けたことから3月末には1.2%台に低下しました。

ロ. 当社の運用方針

当社は、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、安定的な収益を確保することを基本方針として、長期の円建ての公社債を中心に運用を行なっています。

ハ. 運用実績の概況

平成19年度末の総資産は355,015百万円、運用資産は345,621百万円となりました。増加資産につきましては、国債を中心に配分しました。

なお、資産運用収支は7,772百万円となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	11,240	3.6%	9,948	2.8%
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	33,461	10.7	37,087	10.5
有 価 証 券	251,883	80.5	287,895	81.1
公 社 債	239,721	76.6	280,375	79.0
株 式	11,165	3.6	6,542	1.8
外 国 証 券	996	0.3	977	0.3
公 社 債	996	0.3	977	0.3
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	8,680	2.8	10,676	3.0
保 険 約 款 貸 付	8,680	2.8	10,676	3.0
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	12	0.0	13	0.0
繰 延 税 金 資 産	—	—	1,167	0.3
そ の 他	7,726	2.5	8,230	2.3
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0.0	△ 3	△ 0.0
合 計	313,004	100.0	355,015	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	2,269	△ 1,292
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	2,111	3,626
有 価 証 券	15,390	36,012
公 社 債	16,560	40,654
株 式	△ 1,093	△ 4,623
外 国 証 券	△ 76	△ 19
公 社 債	△ 76	△ 19
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	1,477	1,995
保 険 約 款 貸 付	1,477	1,995
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	5	0
繰 延 税 金 資 産	—	1,167
そ の 他	463	504
貸 倒 引 当 金	0	△ 3
合 計	21,718	42,010
うち外貨建資産	—	—

(2) 運用利回り

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	— %	— %
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	0.17	0.54
買 入 金 銭 債 権	—	0.58
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	1.78	1.83
有 価 証 券	2.13	2.61
うち 公 社 債	2.08	2.12
うち 株 式	5.33	40.18
うち 外 国 証 券	2.48	2.45
貸 付 金	3.07	3.03
うち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	1.97	2.39

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	12,755	9,253
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	76	888
買 入 金 銭 債 権	—	27
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	33,249	35,638
有 価 証 券	227,738	261,778
うち 公 社 債	223,291	257,431
うち 株 式	3,399	3,346
うち 外 国 証 券	1,047	1,000
貸 付 金	7,808	9,631
うち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	11	14
一 般 勘 定 計	287,856	324,632
うち 海 外 投 融 資	1,047	1,000

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
利息及び配当金等収入	5,086	6,101
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	590	651
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	12	1,154
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	5,689	7,907

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
支 払 利 息	13	122
商品有価証券運用損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	—	5
有 価 証 券 評 価 損	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸倒引当金繰入額	—	3
貸 付 金 償 却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	0	2
合 計	13	134

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
預 貯 金 利 息	—	—
有価証券利息・配当金	4,831	5,677
公 社 債 利 息	4,624	5,452
株 式 配 当 金	181	200
外国証券利息配当金	25	24
貸 付 金 利 息	239	291
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	5,086	6,101

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国 債 等 債 券	12	9
株 式 等	—	1,144
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	12	1,154

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国 債 等 債 券	—	5
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	5

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	168,857	67.0%	186,759	64.9%
地 方 債	17,456	6.9	26,008	9.0
社 債	53,407	21.2	67,608	23.5
うち公社・公団債	20,037	8.0	33,980	11.8
株 式	11,165	4.4	6,542	2.3
外 国 証 券	996	0.4	977	0.3
公 社 債	996	0.4	977	0.3
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	251,883	100.0	287,895	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	623	6,423	1,021	3,386	20,973	136,429	168,857
地 方 債	504	968	947	873	—	14,162	17,456
社 債	—	5,899	9,499	3,180	164	34,663	53,407
株 式						11,165	11,165
外 国 証 券	—	—	498	—	—	498	996
公 社 債	—	—	498	—	—	498	996
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,127	13,291	11,966	7,440	21,138	196,918	251,883

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	706	6,735	514	10,103	20,760	147,939	186,759
地 方 債	302	970	946	602	523	22,662	26,008
社 債	400	13,369	4,566	109	10,473	38,688	67,608
株 式						6,542	6,542
外 国 証 券	—	—	497	—	—	479	977
公 社 債	—	—	497	—	—	479	977
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,409	21,075	6,523	10,816	31,757	216,313	287,895

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	平成18年度	平成19年度
公 社 債	2.10%	2.13%
外 国 公 社 債	2.45	2.45

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末		平成19年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—%	—	—%	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	45	0.4	29	0.5
	輸 送 用 機 器	6,137	55.0	4,640	70.9
精 密 機 器	3,128	28.0	1,872	28.6	
そ の 他 製 品	1,854	16.6	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	
合 計	11,165	100.0	6,542	100.0	

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末残高	平成19年度末残高
保 険 約 款 貸 付	8,680	10,676
契 約 者 貸 付	6,949	8,905
保 険 料 振 替 貸 付	1,730	1,770
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	8,680	10,676

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

平成18年度	区 分	前期末	当 期	当 期	当 期	当期末	償 却	償 却
		残 高	増加額	減少額	償却額	残 高	累計額	累計率
	土 地	—	—	—	—	—	—	—%
	建 物	6	7	—(—)	1	12	2	16.2
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	116	130	10(—)	72	163	221	57.6
	合 計	123	137	10(—)	74	175	224	56.1

(単位：百万円)

平成19年度	区 分	前期末	当 期	当 期	当 期	当期末	償 却	償 却
		残 高	増加額	減少額	償却額	残 高	累計額	累計率
	土 地	—	—	—	—	—	—	—%
	建 物	12	2	—(—)	2	13	4	25.8
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	163	42	3(—)	80	121	269	68.8
	合 計	175	45	3(—)	82	134	273	67.0

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
不 動 産 残 高	12	13
営 業 用	12	13
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	—	—

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
有 形 固 定 資 産	0	0
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	0	0
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	0	0

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
有 形 固 定 資 産	1	2
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	1	2
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1	2

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

八. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	— %	—	— %
公 社 債 (円 建 外 債) ・ そ の 他	996	100.0	977	100.0
小 計	996	100.0	977	100.0

二. 合計

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	996	100.0 %	977	100.0 %

② 地域別構成

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末								平成19年度末							
	外国証券						非居住者		外国証券						非居住者	
	公社債		株式等				貸 付		公社債		株式等				貸 付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	996	100.0	996	100.0	—	—	—	—	977	100.0	977	100.0	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	996	100.0	996	100.0	—	—	—	—	977	100.0	977	100.0	—	—	—	—

③ 外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

平成18年度	平成19年度
2.48%	2.45%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

VI-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

- ② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末				
	帳簿価額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	151,532	147,757	△ 3,774	1,727	5,502
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	124,329	133,812	9,483	10,263	779
公 社 債	85,930	88,189	2,259	2,433	173
株 式	3,399	11,165	7,766	7,766	—
外 国 証 券	1,000	996	△ 3	—	3
公 社 債	1,000	996	△ 3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	34,000	33,461	△ 538	64	602
合 計	275,861	281,570	5,708	11,991	6,282
公 社 債	237,462	235,946	△ 1,515	4,160	5,676
株 式	3,399	11,165	7,766	7,766	—
外 国 証 券	1,000	996	△ 3	—	3
公 社 債	1,000	996	△ 3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	34,000	33,461	△ 538	64	602

(注) 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、34,000百万円、△538百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	177,924	174,067	△ 3,857	1,955	5,812
責任準備金対応債券	1,523	1,530	6	6	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	137,135	145,535	8,399	8,628	229
公 社 債	96,249	100,927	4,677	4,689	11
株 式	2,885	6,542	3,656	3,656	—
外 国 証 券	1,000	977	△ 22	—	22
公 社 債	1,000	977	△ 22	—	22
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	37,000	37,087	87	283	195
合 計	316,583	321,132	4,549	10,591	6,041
公 社 債	275,697	276,525	827	6,651	5,823
株 式	2,885	6,542	3,656	3,656	—
外 国 証 券	1,000	977	△ 22	—	22
公 社 債	1,000	977	△ 22	—	22
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	37,000	37,087	87	283	195

(注) 1. 本表には、CD(譲渡性預金)等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、37,000百万円、87百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益			貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
金銭の信託	33,461	33,461	—	—	—	37,087	37,087	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の金銭の信託	34,000	33,461	△ 538	64	602	37,000	37,087	87	283	195

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

Ⅶ. 保険会社の運営

Ⅶ-1 リスク管理の体制

p.37~39 Ⅲ-4 リスク管理態勢をご参照ください。

Ⅶ-2 法令遵守の体制

p.40~42 Ⅲ-5 コンプライアンス（法令等遵守）態勢をご参照ください。

Ⅶ-3 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

p.42 Ⅲ-6 第三分野における責任準備金の確認をご参照ください。

Ⅶ-4 個人データ保護について

p.43~44 Ⅲ-7 お客様情報の保護をご参照ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

Ⅷ-1 特別勘定資産残高の状況

該当ありません。

Ⅷ-2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

該当ありません。

Ⅷ-3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

該当ありません。

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況

Ⅸ-1 保険会社及びその子会社等の概況

該当ありません。

Ⅸ-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

該当ありません。

Ⅸ-3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

該当ありません。

日本興亜生命の現状 2008

2008年7月

日本興亜生命保険株式会社
経営企画部 企画グループ

〒104-8407 東京都中央区築地三丁目4番2号

TEL 03 (5565) 8080 (代表)

FAX 03 (5565) 8365



日本興亜生命保険株式会社

東京都中央区築地3-4-2 〒104-8407 Tel.03-5565-8080
URL.<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>